

特定産業廃棄物事案【四日市市大矢知・平津事案】
に関する調査検討報告書（第2次検証）

平成24年10月

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

はじめに

三重県では、過去の産業廃棄物の不適正処理事案のうち、長期間放置され生活環境保全上の支障又はそのおそれが懸念される11事案について、県民の安全と安心を確保する目的で、平成16年度から安全性確認調査を実施しております。また、平成19年7月に『特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会』を条例で設置し、これまでの三重県の対応の課題と責任を明確にするとともに、今後、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の再発防止につなげることにしました。

当委員会では、これまで、平成21年1月に「四日市市大矢知・平津事案」、平成22年9月に「桑名市五反田事案（第2次検証）」、平成24年2月に「四日市市内山事案」の調査検討報告書を取りまとめ、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の再発防止策を提案・提言してきました。

今般、当委員会は、「四日市市大矢知・平津事案（第2次検証）」について、廃棄物処理法及び指導要綱に照らし、三重県の対応が適切であったかという観点から個別の行政対応について調査検討を進めるとともに、これまで提案・提言した再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価を行いました。

なお、過去の行政対応を振り返るため対象事案に関する公文書を調査するとともに、課題を明確にするため当時の職員のアンケート調査を実施しました。アンケート調査にご協力いただいた多くの方々には深く感謝申し上げます。

全国の地方公共団体では産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の未然防止が重要な課題となっており、三重県でも「四日市市大矢知・平津事案」、「桑名市五反田事案」や「四日市市内山事案」での調査検討を受け、未然防止策を講じています。しかしながら、不法投棄の件数や量は減少傾向にあるものの産業廃棄物の不適正処理は少なからずあり、組織一体として継続して未然防止に取り組んでいく必要があります。

委員会が提案・提言した再発防止策を三重県の産業廃棄物行政全般への提案・提言と捉え、これを所管する部局や担当職員が当事者意識を持ち、着実に取り組んでいくことが重要であり、それを期待したいと思います。

また、本報告書では、再発防止策の提案・提言とともに、これまで委員会が提案・提言した再発防止策の取組状況及び成果を検証・評価しています。

三重県では、委員会の提案・提言の趣旨に沿って再発防止策に取り組んでいますが、改善すべき点も認められるところです。

今後、継続して未然防止に取り組み、日々改善していくことを期待したいと思います。

この報告書が対象事案の生活環境保全上の支障の除去等を通じて、行政と地域住民との信頼感を深め、さらには三重県の産業廃棄物行政の推進に役立てることになれば幸いです。

平成24年10月

三重県「特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会」

委員長 田中 勝

目 次

1 調査検討の目的	1
(1) これまでの経緯	
(2) 調査検討委員会の位置づけ	
(3) 対象事案の位置づけ	
2 調査検討の方法	3
(1) 調査・検討の考え方	
(2) 調査対象とした関係機関	
(3) 調査対象とした期間	
(4) 調査の方法（具体的な調査手法）	
3 委員会の概要	6
(1) 委員会の開催概要	
(2) 委員会の開催状況	
4 対象事案の経緯と概要	8
5 個別の行政対応にかかる調査結果	11
(1) 論点① 措置命令の履行と履行資金の確保に関する 指導の実施について	
(2) 論点② 排出事業者への責任追及	
(3) 論点③ 土地所有者への責任追及	
(4) 論点④ 地元対応について	

6	県の対応に関する総合的な評価	19
	(1) 対象事案に関する認識	
	(2) 指導監督権限の行使の妥当性	
	(3) 地元住民への対応	
	(4) 結論	
7	第2次検証における再発防止策の提案・提言	22
8	再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価	25
	(1) 四日市市大矢知・平津事案（第1次検証）における 再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価	
	(2) 四日市市内山事案における再発防止策の取組状況 及び成果の検証・評価	
	(3) 検証・評価を踏まえた改善策の提案・提言	

別紙1 再発防止策の提案・提言一覧表

巻末添付 参考資料

参考資料1 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例

参考資料2 三重県知事からの諮問文書

(平成23年10月11日付け環森第19-168号)

参考資料3 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会 委員名簿

1 調査検討の目的

(1) これまでの経緯

三重県（以下「県」という。）は、過去の産業廃棄物の不適正処理事案のうち、長期間大量に放置されており、生活環境保全上の支障等が懸念される11事案について、県民の安全と安心を確保するという趣旨から、総合計画「県民しあわせプラン」の重点プログラムとして、安全性確認調査（「測量調査」、「地質調査」及び「廃棄物・土壌・水質等調査」）を実施しており、四日市市大矢知・平津事案（以下「対象事案」という。）もその一つである。

対象事案は、許可面積及び容量を超過して産業廃棄物の埋立が行われた不適正処理事案であり、埋立面積及び容量とも大規模であるため、県は、安全性確認調査専門会議を設置し、県が実施した調査結果等の検討を行うとともに、生活環境保全上の支障又はそのおそれの有無の判断や、支障又はそのおそれがある場合の除去対策等の検討を行った。

その結果、安全性確認調査専門会議から、特別管理産業廃棄物に該当するものは確認されていないこと、現時点では地下水の利用もないことから、「直ちに人体への影響など生活環境保全上の重大な支障のおそれはないと考えられる」が、現状のまま放置すれば「廃棄物の飛散、流出や地下水への影響など生活環境保全上の支障が生じるおそれ」は否定できず、「廃棄物処理法の規定に基づき、支障のおそれを除去するための措置を講じさせる必要がある」との指摘がなされた。このため、県は、当該意見を踏まえ、平成19年1月31日に、有限会社川越建材興業及び取締役（以下「原因者」という。）に、廃棄物の飛散及び流出の防止、雨水浸透抑制のための覆土及び管理並びに雨水排除のための排水路等の整備及び管理を内容とする措置命令を発出した。

しかしながら、原因者は、履行資金の一部を確保するにとどまり、措置命令を履行できておらず、また、原因者の資力からも、措置命令を履行する見込みがないと考えられる。

そのため、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号）第17条の規定に基づき専門委員から意見を聴取したところ、「廃棄物の飛散・流出や浸出水の拡散等、生活環境保全上の支障のおそれ」があり、「原因者による是正措置が見込めない現状においては、これらの支障のおそれを除去するために、行政代執行によって措置を講ずることはやむを得ない」との意見がなされ、県において行政代執行の実施を検討している。

(2) 調査検討委員会の位置づけ

県は、これまでに、生活環境保全上の支障又はそのおそれが認められた事案に対して、原因者等に支障の除去等を講じるよう廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第19条の5の規定に基づく措置命令を発出し、その是正に取り組んでいるところである。

なお、これらの事案のうち、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号。以下「産廃特措法」という。）による国の支援を得て、県が行政代執行により支障の除去等を行う場合には、同法及び基本方針に基づき、これまでに県が行った措置等の内容及び今後の再発防止策等を明らかにすることが必要とされている。

このため、県は、これらの状況を踏まえ、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例（平成19年三重県条例第38号）を制定し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する知事の附属機関として、第三者である学識経験者等で構成される『特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会』（以下「委員会」という。）を設置した。

委員会は、平成19年7月から平成21年1月にかけて、対象事案における事業開始から措置命令までの県の対応と再発防止策の調査検討を行い、平成21年1月に調査検討報告書を取りまとめた。

その後、産廃特措法に基づく実施計画（案）を提出する準備が整ってきたことから、委員会では、平成23年10月から、対象事案における措置命令後の県の対応と再発防止策の取組状況について調査検討することとした。

(3) 対象事案の位置づけ

対象事案は、許可施設において許可面積及び容量を超える産業廃棄物が埋め立てられた不適正処理事案である。そして、その主要な論点は、規制権限の行使・不行使であり、四日市市内山事案と共通の論点である。

なお、桑名市五反田事案、桑名市源十郎新田事案は、産業廃棄物の不法投棄事案であり、その主要な論点は、情報提供への対応や不法投棄発覚後の対応（事後対応）である。

委員会は、平成21年1月に「四日市市大矢知・平津事案」、平成22年9月に「桑名市五反田事案（第2次検証）」、平成24年2月に「四日市市内山事案」の調査検討報告書を取りまとめ、再発防止策を提案・提言した。

そして、平成24年10月には、「桑名市五反田事案（第3次検証）」、「桑

名市源十郎新田事案」及び「四日市市大矢知・平津事案（第2次検証）」の調査検討報告書を取りまとめ、再発防止策を提案・提言するとともに、すでに再発防止策の提案・提言を受けている事案については、その取組状況及び成果を検証・評価し、改善策の提案・提言に繋げることとした。

なお、桑名市五反田事案（第1次検証）は、平成16年11月に設置した「行政責任検証会議」において、平成16年12月に報告書を取りまとめている。

調査検討委員会で検討した事案一覧表

事案名	区分	事案の特徴
桑名市五反田事案	不法投棄	建設廃材等の不法投棄 (原因者：許可業者)
桑名市源十郎新田事案	不法投棄	PCBの不法投棄 (原因者：特定できず)
四日市市大矢知・平津事案	不適正処理 (許可施設)	安定型施設（面積・容量超過）
四日市市内山事案	不適正処理 (許可施設)	安定型施設（面積・容量超過） (許可品目外埋立)

2 調査検討の方法

(1) 調査・検討の考え方

① 県が行った措置等における課題等の明確化

廃棄物処理法、三重県産業廃棄物処理指導要綱（以下「指導要綱」という。）に照らして、次のような視点から、対象事案に関して県が行った措置等の課題を明らかにした。

- 行使すべき権限を行使していたか。
- 権限の行使が内容や時期において適切であったか。
- 地元自治体及び地元住民からの苦情、要望に対して適切に対応していたか。

② 産業廃棄物の不適正処分の再発防止についての検討

上記①の結果を踏まえ、今後の産業廃棄物の不適正処分の再発防止について検討した。

③ 再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価

第1次検証の提案・提言の取組状況及び成果について検討し、改善策を提案・提言した。

(2) 調査対象とした関係機関

廃棄物処理法、指導要綱及び関係法令を所管する県の本庁及び地域機関とした。

(3) 調査対象とした期間

平成19年 2月 1日～平成24年 7月31日
(第1次検証後(措置命令後)～平成24年度第3回委員会開催日)

(4) 調査の方法(具体的な調査手法)

調査対象とした関係機関が保管している対象事案にかかる公文書及び当時の関係者からのアンケート調査により事実関係を把握した。

なお、当時の関係者に県(事務局)が実施したアンケート調査については、次のとおりである。

① 排出事業者への責任追及

調査期間：平成24年 4月25日～平成24年 5月25日

調査対象者：県職員 7名

調査方法：事務局作成のアンケートシートに基づき、排出事業者への責任追及を担当していた職員にアンケート調査を実施

② 土地所有者への責任追及

調査期間：平成24年 4月25日～平成24年 5月25日

調査対象者：県職員 5名

調査方法：事務局作成のアンケートシートに基づき、土地所有者への責任追及を担当していた職員にアンケート調査を実施

③ 管理職員による進捗管理

調査期間：平成24年 4月25日～平成24年 5月25日

調査対象者：県職員 5名

調査方法：事務局作成のアンケートシートに基づき、排出事業者及び土地所有者への責任追及につき進捗管理をしていた管理職員（担当職員を指揮し組織の運営を担当する者。担当副室長を含む。）にアンケート調査を実施

アンケート項目一覧表

論 点	項目
排出事業者への責任追及	<ul style="list-style-type: none"> ●平成17年度の実績報告書の調査状況 ●排出事業者名の把握から調査実施までの検討状況 ●平成21年度アンケート調査までに時間を要した理由 ●具体的な措置命令発出基準の検討状況 ●同種事案(他府県市の不適正処理事案)のベンチマークの状況 ●アンケートの集約・検討状況 ●管理職員の進捗管理・担当者の引継の状況
土地所有者への責任追及	<ul style="list-style-type: none"> ●平成17年度アンケートの調査範囲及びその根拠 ●具体的な措置命令発出基準の検討状況 ●同種事案(他府県市の不適正処理事案)のベンチマークの状況 ●アンケートの集約・検討状況 ●管理職員の進捗管理・担当者の引継の状況
管理職員による進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> ●排出事業者・土地所有者への責任追及に関する進捗管理(マネジメント)の状況 ●ヒアリング、アンケート又は報告徴収の集約・検討状況の把握状況 ●担当室(課・プロジェクトチーム)又は担当職員の苦勞した点

3 委員会の概要

(1) 委員会の開催概要

①平成23年度委員会

四日市市大矢知・平津事案については、第1回委員会で諮問し、第2回委員会で、事案の概要と第1次検証後（措置命令後）の経緯を把握するとともに、第2次検証の論点を整理し、論点のひとつである措置命令の履行と履行資金確保に関する指導の実施状況について議論した。

②平成24年度委員会

第1回委員会では、第2次検証の論点である①排出事業者への責任追及、②土地所有者への責任追及について、論点整理表を検討し、平成23年度第2回委員会で議論した論点（措置命令の履行と履行資金確保に関する指導の実施）についても、論点整理表に整理した。

なお、平成24年4月下旬から5月下旬にかけて、①排出事業者への責任追及を担当していた職員、②土地所有者への責任追及を担当していた職員及び③責任追及の進捗管理をしていた管理職員（担当副室長を含む。）にアンケート調査を実施し、より詳細な事実確認を行った。

第2回委員会では、平成24年4月下旬から5月下旬に実施したアンケート調査の概要を報告し、対象事案の課題を明確にするとともに、第2次検証の論点である地元対応についても論点整理表を検討し、再発防止策の提言に向けた議論を行った。

なお、第1回委員会・第2回委員会では、公文書に基づき整理した詳細な経緯表もあわせて確認し、議論を深めることとした。

第3回委員会・第4回委員会では、これまでの議論を踏まえ、調査検討報告書（素案）・調査検討報告書（案）の検討を行い、第5回委員会において、「調査検討報告書」のとりまとめを行った。

なお、委員会は透明性を確保するため、アンケート調査の概要の報告及びアンケート調査から抽出した課題の整理及び検討を除き、すべて公開で開催した。

(2) 委員会の開催状況

回	開催日時	場所	概要	備考
23 -1	平成 23 年 10 月 11 日 15:30～18:00	ウインクあいち (愛知県産業労働 センター) 12 階小会議室 (1207)	○対象事案の諮問	公開
23 -2	平成 23 年 11 月 2 日 13:30～18:00	名古屋国際 センター 3F 第二研修室	○対象事案の調査検討 (1) 事案の経緯について【平成 19 年 2 月～】 (2) 論点整理について (3) 履行指導の実施状況について	公開
24 -1	平成 24 年 5 月 14 日 9:30～11:40	ウインクあいち (愛知県産業労働 センター) 12 階小会議室 (1208)	○対象事案の調査検討 (1) 排出事業者への責任追及について (2) 土地所有者への責任追及について (3) 措置命令の履行と履行資金確保に関する指導の実施 について	公開
24 -2	平成 24 年 6 月 25 日 10:00～14:00	ウインクあいち (愛知県産業労働 センター) 11 階小会議室 (1110)	○対象事案の調査検討 (1) アンケート調査の概要について【報告】 (2) アンケート調査から抽出した課題の整理及び検討に ついて	非公開
			(3) 地元対応について (4) 調査検討報告書(素案)の検討	公開
24 -3	平成 24 年 7 月 31 日 9:45～11:50	ウインクあいち (愛知県産業労働 センター) 12 階小会議室 (1209)	○答申(素案)の検討 (1) 県が講じた措置における課題の整理とりまとめ (2) 調査検討報告書(素案)の検討	公開
24 -4	平成 24 年 8 月 21 日 9:30～11:50	ウインクあいち (愛知県産業労働 センター) 11 階小会議室 (1109)	○答申(案)の検討 (1) 県が講じた措置における課題の整理とりまとめ (2) 調査検討報告書(案)の検討	公開
24 -5	平成 24 年 9 月 28 日 14:15～17:50	ウインクあいち (愛知県産業労働 センター) 13 階小会議室 (1307)	○答申(案)の検討 (1) 再発防止策のとりまとめ (2) 再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価 (3) 調査検討報告書(案)の検討	公開

4 対象事案の経緯と概要

事業者は、昭和52年3月に収集運搬業の許可を取得し、四日市市大矢知町の他社最終処分場への産業廃棄物の収集運搬を開始した。その後、昭和55年8月に処分業の許可を取得し、三重郡川越町で埋立処分を行っていたが、昭和56年3月に対象事案である四日市市大矢知町地内で面積10,000m²、容量40,000m³の安定型最終処分場（本件施設）において埋立品目を追加した処理業の変更許可を取得している。

その後、事業者は、違法拡大を繰り返し行ったため、県の指導により現状の測量を実施し、平成2年2月に面積58,854m²、容量1,320,000m³とする処理施設構造規模変更届出書を県に提出し、県はそれを認めた。

それから事業者は、違法拡大を繰り返したため、県は、平成6年3月及び8月に改善命令を発出したが、事業者はそれらを履行することなく、平成6年10月の処理業の許可の更新期限までに更新申請をしなかったことから、許可期限満了により処理業の許可は失効した。

その後、複数の自動車解体業者が本件施設内において自動車解体を行っていたため、県は、事業者及びそれらの業者に対して、平成17年7月に自動車解体くず等を撤去するよう改善命令を発出した。この改善命令については、同年中に履行された。

そして、県は、平成16年から平成18年にかけて実施した安全性確認調査に基づく安全性確認調査専門会議の報告を受けて、平成19年1月に、廃棄物の飛散及び流出の防止、雨水浸透抑制のための覆土及び管理並びに雨水排除のための排水路等の整備及び管理を内容とする措置命令を発出した。しかし、原因者は、履行資金の一部を確保するにとどまり、措置命令を履行できていない。

この対象事案は、四日市市大矢知町及び平津町にまたがる安定型最終処分場における産業廃棄物の不適正処理事案であり、四日市市の西北、東名阪自動車道・四日市東ICから直線で約2km東方に位置している。廃棄物は旧地形の谷筋や山を掘削して山土を採取した跡に埋められており、現状では、表面は覆土がなされているが、一部では覆土が十分ではなく廃棄物が露出している箇所も認められ、埋立地全体は、植生が付き、小丘の様相を呈している。

対象事案の施設概要は次のとおりである。

表1 対象事案の施設概要

設置者	三重県四日市市大字羽津戊746番地17 有限会社川越建材興業 取締役 館 昭美 (平成13年11月11日までは 館 芳英が代表取締役)
設置場所	四日市市大矢知町及び平津町地内
許可年月日	設置 昭和56年 3月25日 (当初届出 面積: 10,000m ² 、容量: 40,000m ³) 変更 平成 2年 2月13日 埋立終了 平成 6年11月10日
施設の能力	(平成4年7月4日:改正廃棄物処理法施行により、許可を受けた施設とみなされる。) 面積: 58,854m ² 容量: 1,320,000m ³
埋立廃棄物	廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類

※この表は、「安全性確認調査報告書(四日市市大矢知・平津事案)平成18年10月」から引用

表2 措置命令にかかる経緯

日付	内容
平成19年 1月31日	措置命令の発出
平成19年 6月30日	着手期限
平成19年 9月26日	措置命令の変更(着手期限の延長)
平成19年12月28日	延長後の着手期限
平成20年12月30日	履行期限

表3 地元協議の経緯

日付	内容
平成18年10月12日	地元住民からの公開質問状の提出
平成20年 7月 7日	掘削調査等の結果にかかる地元説明会
平成20年10月20日	地元・学識経験者・県による三者協議(第1回)
平成20年12月25日	三者協議(第2回)
平成21年 3月26日	三者協議(第3回)
平成21年 7月 6日	三者協議(第4回)
平成21年10月26日	三者協議(第5回)
平成22年 1月29日	三者協議(第6回)
平成22年 2月23日	大矢知地区・八郷地区両連合自治会による合同会議・合同視察 (地元代表者と知事が初めて面談)
平成22年 5月31日	三者協議(第7回)
平成22年 9月14日	三者協議(第8回)
平成22年12月10日	三者協議(第9回)
平成22年12月24日	「対策工法骨子案」にかかる基本合意書の締結
平成23年 3月28日	地元・学識経験者・市・県による四者協議(第10回)
平成23年 6月28日	四者協議(第11回)
平成23年10月21日	四者協議(第12回)
平成23年11月23日	知事現地視察 「具体的な対策工法」にかかる実施協定書の締結
平成24年 3月28日	四者協議(第13回)
平成24年 7月12日	四者協議(第14回)

5 個別の行政対応にかかる調査結果

対象事案に関して重要と思われる県の対応について、4つの論点に区分し、廃棄物処理法、指導要綱に照らし、次のような視点から、時系列的に個別の行政対応が適切であったか否かについて調査検討を行った。

【調査検討の視点】

- ・行使すべき権限を行使していたか。
- ・権限の行使が内容や時期において適切であったか。
- ・地元自治体及び地元住民からの苦情、要望に対して適切に対応していたか。

【調査検討結果の記載】

・県の対応については、次のように記載し、県の対応への評価は、別紙「個別の行政対応に関する評価の考え方」に基づき表現することとした。

〈 記載の方法 〉
論点〇
〈概要・経緯〉
〈県の対応への評価〉

【主な論点】

番 号	論 点
論点①	措置命令の履行と履行資金の確保に関する指導の実施について
論点②	排出事業者への責任追及
論点③	土地所有者への責任追及
論点④	地元対応について

【第2次検証における調査検討項目】

第1次検証では、昭和56年3月25日（処理業許可）から平成19年1月31日（措置命令）までを3期に区分し、各期の主要な論点を調査検討したうえで、4つの視点で総合評価を行った。

第2次検証では、①行政対応の検証・評価と②第1次検証で提案・提言した再発防止策の取組状況の検証・評価について調査検討した。

なお、排出事業者及び土地所有者への責任追及については、第1次検証・第2次検証の共通の論点であることから、調査対象期間を昭和56年3月25日から平成24年7月末日までとした（地元対応については、第2次検証に必要な範囲で第1次検証の調査対象期間の行政の対応にも言及することとした。）。

第1次検証で調査検討した事項

検証項目		調査対象期間
総合評価 1. 処分場及び事業者に対する県の認識 2. 指導監督権限の行使の妥当性 3. 地域住民及び関係機関等との連携 4. 県の組織体制		昭和56年3月～平成19年1月 (処理業許可～措置命令発出)
第1期	①処理業許可の審査 ②対応方針の決定 ③施設設置届(変更届)の受理	昭和56年3月～平成2年2月 (処理業許可～施設変更届受理)
第2期	④変更届提出から改善命令までの指導経緯 ⑤改善命令(産業廃棄物処理基準違反)への対応 ⑥改善命令(構造基準違反及び維持管理基準違反)への対応 ⑦業許可失効までの指導経緯 ⑧土地開発計画への対応	平成2年3月～平成6年10月 (施設変更届受理後～業許可失効)
第3期	⑨改善命令以降の指導経緯	平成6年11月～平成19年1月 (業許可失効後～措置命令発出)

第2次検証で調査検討した事項

検証項目		調査対象期間
行政対応の検証・評価		
第2次検証の論点	①措置命令への対応(履行指導の実施) ④地元対応	平成19年1月～平成24年7月 (措置命令発出～平成24年度第3回調査検討委員会)
第1・2次検証を通じた共通論点	②排出事業者への責任追及 ③土地所有者への責任追及	昭和56年3月～平成24年7月 (処理業許可～平成24年度第3回調査検討委員会)
再発防止策の取組状況の検証・評価		平成21年1月～平成24年7月 (第1次検証答申～平成24年度第3回調査検討委員会)

別紙「個別の行政対応に関する評価の考え方」

用語	趣旨	備考
違法 (XXXXX)	<p>【許可】 廃棄物処理法及び行政手続法の具体的な規定に違反している場合</p> <p>【規制権限の不行使】 廃棄物処理法の趣旨に照らして、規制権限の不行使が違法と評価される場合（判例で確立した概念）</p>	
失当 (XX)	違法とまでは認められないが廃棄物処理法の趣旨に照らして、規制権限の行使・不行使が著しく妥当性を欠いている場合	
不適切 (X)	著しく妥当性を欠いているとまでは認められないが、廃棄物処理法の趣旨に照らし、規制権限の行使・不行使が妥当性を欠いている場合	
不十分 (▲)	廃棄物処理法の趣旨に照らし、その対応が妥当でないとはいいないが、十分ではない場合	法の趣旨から対応すべきであるとはいいないが、廃棄物行政を所管する部局として対応することが要請されている場合
やむを得ない (△)	廃棄物処理法の趣旨に照らし、その対応が十分であるとはいえないが、対象事案の事情を総合的に勘案すると、やむを得ないといえる場合	
妥当	廃棄物処理法の趣旨に照らし、その対応が適切になされている場合	
適正	廃棄物処理法及び関係法令の具体的な規定に適合する許認可及び規制権限の行使が適切になされている場合	

(注) 廃棄物処理法にとどまらず、関係法令についても、この視点で評価する。

要綱に基づく対応については、要綱が事業者の任意の協力のもとで実施するものであることを考慮して、評価することとする。

(1) 論点① 措置命令の履行と履行資金の確保に関する指導の実施について

<概要・経緯>

県は、平成19年1月31日付け措置命令を発出後、措置命令の着手期限・履行期限までは、措置命令にかかる実施計画書の作成や履行期限の遵守を、履行期限経過後は、措置命令の履行資金確保に向けて、法人又は個人の資産売却や調達した資金を保全する方法の検討を原因者に求め、文書で報告させている。

そして、措置命令の履行資金確保については、県は、原因者に定期的（四半期毎）に法人又は個人の財産状況や履行資金の調達状況の報告を求めている。

なお、県は、これまで、原因者に合計25回の文書指導を実施している（平成19年度5回（1回は履行期限の延長）、平成20年度5回、平成21年度7回、平成22年度4回、平成23年度4回）。

<県の対応への評価>

県は、着手期限又は履行期限までは実施計画書の作成や履行期限の遵守を、履行期限経過後は措置命令の履行資金の確保に向けて、法人又は個人の資産売却や調達した資金を保全する方法を原因者に検討させるとともに、今後の予定を明示するよう求めている。

平成19年1月31日付け措置命令は履行されていないが、県は原因者に一定の履行資金を確保させており、すでに法人が清算手続中であることからすれば、結果的に措置命令が履行されなかったとしても、県の対応は、「**やむを得ない（△）**」ものである。

なお、県は、原因者に履行指導文書を手渡し、その趣旨を詳述することで実効性を確保し、定期的（四半期毎）に法人又は個人の財産状況や履行資金の調達状況を報告させることで進捗を管理しており、このことは評価できるものである。

(2) 論点② 排出事業者への責任追及

<概要・経緯>

県は、平成17年10月、監視日報（平成6年4月11日）から把握した排出事業者13社にヒアリングを実施し、その後、平成18年5月にヒアリングで把握した収集運搬業者2社と排出事業者4社に対して、平成19年6月には残りの9社に対して廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収を実施している。

また、県は、平成19年6月には廃棄物処分実績報告書の電子データから、

8月には廃棄物処分実績報告書の紙データから、排出事業者126社を特定し、平成21年11月に124社にアンケート調査を、平成23年1月に108社に報告徴収を実施している。

<県の対応への評価>

【第1次検証】

県は、許可失効後、原因者に『是正措置』を講じさせる必要があるとの十分な認識がなく、また、そのための方針決定や効果的な行政指導を実施していなかった。このような認識が排出事業者への調査の遅れに繋がっている。

県は、原因者の事業活動終了後、排出事業者の調査を開始するまでに10年を要しており、当時の状況を的確に把握するのは困難になっている。

対象事案は、平成5年から平成6年にかけて産業廃棄物の不適正処理がなされた事案であり、県は産業廃棄物の不適正処理が認められた時点で、産業廃棄物処分実績報告書や監視日報・業務報告から排出事業者を把握し、排出事業者への必要な調査を実施すべきであり、県の対応は、「**不適切（×）**」である。

なお、平成18年に実施した報告徴収において、排出事業者から質問があったにもかかわらず適切に対応しておらず、結果的には排出事業者からの報告が遅くなっており、県の対応は、「**不適切（×）**」である。

【第2次検証】

県は、平成19年に産業廃棄物処分実績報告書から排出事業者を把握しながら、平成21年11月のアンケート調査及び平成23年1月の報告徴収まで時間を要しており、また、実施したヒアリング、アンケート調査及び報告徴収の結果の評価（個々の排出事業者の責任の有無の判断）をしておらず、県の対応は、「**不適切（×）**」である。

県は、排出事業者への責任追及にかかる判断基準を明確にしないまま、ヒアリング、アンケート調査及び報告徴収を実施しており、これにより、結果の評価が困難になってしまっている。

今後は、趣旨・目的に沿った判断基準の作成とそれに基づく計画的かつ一貫性のある調査が必要である。

（3）論点③ 土地所有者への責任追及

<概要・経緯>

県は、平成17年11月、事前説明会を開催したうえで、地権者62名にア

ンケート調査を実施している。

また、平成18年度から平成19年度にかけて土地の履歴調査（271筆）を実施し、対象事案とその周辺地域の土地取引の状況などを把握して、平成20年度に実施するアンケート調査の基礎資料を作成している。

平成20年度には、平成17年度に実施したアンケート調査と事業者からの報告を受け、事業者の違法性を客観的に認識した時点（平成6年3月31日付け改善命令）を基準日として、（ア）事業者から基準日以降の領収書がある地権者9名、（イ）産業廃棄物の埋立区域で平成17年度に実施したアンケート調査の未回答又は対象外の地権者17名についてアンケート調査を実施した。

その後、産業廃棄物の埋立区域について、①事業者関係者（地権者）、②基準日以降に登記手続をしている基準日以前の地権者、③複数筆所有している地権者で一部回答のない地権者（①から③合計7名）、埋立区域境界付近について、平成17年度に実施したアンケート調査の未回答又は対象外の地権者25名にアンケート調査を実施した。

<県の対応への評価>

【第1次検証】

県は、許可失効後、原因者に『是正措置』を講じさせる必要があるとの十分な認識がなく、また、そのための方針決定や効果的な行政指導を実施していなかった。このような認識が土地所有者への調査の遅れに繋がっている。

県は、原因者の事業活動終了後、土地所有者の調査を開始するまでに10年を要しており、当時の状況を的確に把握するのは困難になっている。

対象事案は、平成5年から平成6年にかけて産業廃棄物の不適正処理がなされた事案であり、県は産業廃棄物の不適正処理が認められた時点で、産業廃棄物の埋立区域及び周辺区域の土地利用状況を把握し、土地所有者への必要な調査を実施すべきであり、県の対応は、「**不適切（×）**」である。

【第2次検証】

県は、平成17年及び平成20年に実施したアンケート調査の結果の評価（個々の土地所有者の責任の有無の判断）をしておらず、県の対応は、「**不適切（×）**」である。

県は、土地所有者への責任追及にかかる判断基準を明確にしないまま、ヒアリング及びアンケート調査を実施しており、これにより、結果の評価が困難になってしまっている。

今後は、趣旨・目的に沿った判断基準の作成とそれに基づく計画的かつ一貫性のある調査が必要である。

なお、平成17年度のアンケート調査の実施にあたり事前説明会を開催し、また、平成20年度のアンケート調査では、平成17年度のアンケート調査や原因者への報告徴収を踏まえ、第1期から第3期に分けて段階的に実施し、その方法も個別の聴き取り調査とするなど当時の状況をできるかぎりの確に把握できるよう取り組んでおり、県の対応は、「**妥当**」である。

(4) 論点④ 地元対応について

<概要・経緯>

県は、平成18年10月に地元住民から公開質問状（地元住民の指定場所におけるトレンチ調査の実施等の要望）が提出されたことを受け、平成19年6月に原因者の費用負担による掘削調査の実施で合意した。

その後、平成20年7月に掘削調査結果の評価に関する地元説明会が開催され、その席で、今後は、三者（地元・学識経験者・県）で協議していくことが合意され、平成20年10月から平成22年1月にかけて6回に亘る三者協議を開催し、①県が「調査実施計画案」に基づく調査を実施すること、②安全・安心を確保するため「リスク評価表」を作成すること、③今後は「リスク評価表」に基づき議論を進めることで合意した。

また、平成22年2月には、大矢知地区・八郷地区両連合自治会による合同会議・合同視察（地元代表者と知事との初めての面談）が行われ、知事がこれまでの県の対応を陳謝し、県が責任を持って対処していく旨を挨拶で表明した。

さらに、平成22年5月から12月にかけて3回に亘る三者協議を開催し、県と地元自治会は、①「リスク評価表」の骨格（フレーム）及び②「リスク評価表（第1版）」について合意し、平成22年12月には「対策工法骨子案」にかかる「基本合意書」を締結した。

「基本合意書」の締結後は、四日市市を加えた四者で協議し、平成23年11月には「具体的な対策工法」にかかる「実施協定書」を締結した。また、平成24年3月に開催した第13回四者協議で、「リスク評価表（第4版）」について合意し、今後は「リスク管理表」に移行することとなった。

そして、平成24年7月に開催した第14回四者協議では、①「具体的な対策工法」の詳細な内容及び②「リスク管理表（第1版）」について合意している。

<県の対応への評価>

対象事案は、平成16年度から平成18年度にかけて安全性確認調査を実施した事案であり、安全性確認調査には、これまで長年に亘り県の対応に不信を

抱いていた地元住民も一定の期待をしていた。

しかしながら、平成17年度には、投棄された産業廃棄物の面積と容量を公表するにあたり、当初予定していた説明会を当日になって中止するなど、地元住民は、これまでと変わらない県の一方向的な進め方に対し不信感を抱き、合意形成プロセスやリスクに対する共通認識が醸成されていなかったこともあいまって、事案の解決は遅々として進まなかった。

その後、県は原因者に対する平成19年1月31日付け措置命令の履行指導よりも地元住民から要望のあった掘削調査の実施を優先し、平成20年10月からは、地元・学識経験者・行政（県（市））による四（三）者協議を通じて、地元住民の不信感の解消と安全・安心の確保に取り組むなど、合意形成プロセスとリスクに関する共通認識の醸成により、県と地元住民との信頼関係が構築されてきている。

また、平成19年度から平成23年度までの定期的な地元訪問は400回を超え、四（三）者協議開催前には「学識経験者間協議」、「地元代表者とコーディネータ（三重大学 酒井教授）との意見交換会」及び「事前打合せ会」を開催するなど、県は、できるかぎりの合意形成に取り組んでいるといえる。

そして、県は、平成22年12月に「対策工法骨子案」にかかる基本合意書を、平成23年11月には「具体的な対策工法」にかかる「実施協定書」を地元自治会と締結するなど、行政代執行の実施に向けた合意がなされており、県の対応は、「**妥当**」である。

6 県の対応に関する総合的な評価

対象事案については、第1次検証において、担当職員は限られた組織人員体制のもと、多くの苦情や懸案を抱え、日々努力していたことは窺い知れるものの、結果的に面積や容量の拡大を防止できず、今もなお、地元住民に不安を与え続け、社会的にも批判されるような結果を招いていることから、個別の行政対応やそれを踏まえた総合的な評価は厳しい評価をせざるを得ないとして、県は、これまでの行政対応を振り返り、様々な再発防止策を検討し、これを効果的に実施していく必要があると指摘したところである。

第2次検証では、第1次検証（平成19年1月31日付け措置命令）後の行政の対応と第1次検証・第2次検証共通の論点である排出事業者・土地所有者への責任追及について個別に評価し、次のとおり、対象事案に対する認識がどうであったか、指導監督権限の行使が妥当であったか、地元住民への対応が適切であったかという対象事案の全体を通じた論点について、前記5の個別評価を踏まえ、次のとおり総合的な評価を行った。

（1）対象事案に関する認識

対象事案では、県は、許可失効後、原因者に施設を改善させる必要があるとの十分な認識がなく、そのための方針決定や効果的な行政指導を実施しておらず、このような認識が問題解決を遅らせ、地元住民に不安を与え続ける結果を招くこととなった。

県は、第1次検証後、原因者に頻繁に措置命令の履行や履行資金の確保を求め、また、長年に亘る地元住民からの不信感を払拭するため、地元住民の意向を踏まえた問題解決に取り組み、合意形成プロセスやリスクに対する共通認識の醸成に繋げている。

これにより、県は、平成22年12月に「基本合意書」を、平成23年11月には「実施協定書」を地元自治会と締結するなど、行政代執行に向けた合意がなされており、県の対応は妥当である。

（2）指導監督権限の行使の妥当性

産業廃棄物の不適正処理事案では、原因者に措置命令を履行させるとともに、排出事業者又は土地所有者への責任追及を厳しく実施していくことが必要であり、行政代執行実施後は、厳格な費用求償が求められる。

対象事案では、原因者に、平成19年1月31日付けで措置命令を発出し、実施計画書の作成や履行期限の遵守を求め、また、履行期限経過後は、措置命令の履行資金の確保に向け、法人又は個人の資産を売却させ、一定

の履行資金を確保させている。

もともと、対象事案では、産業廃棄物の不適正処理が認められた時点で適切に指導監督権限を行使し速やかに施設を改善させるべきであり、このことは、第1次検証でも指摘したところである。

また、産業廃棄物の不適正処理事案では、排出事業者又は土地所有者に必要な調査を実施し、措置命令を発出すべきかどうかを検討する必要がある。

しかしながら、対象事案では、原因者が事業活動を終えてから排出事業者又は土地所有者に必要な調査を実施するまでに10年が経ち、当時の状況を的確に把握することが困難ななか、排出事業者又は土地所有者への責任追及にかかる判断基準を明確にしないまま調査を実施し、その結果を評価できておらず、その権限行使が妥当であるとは認められない。

また、措置命令は、排出事業者や土地所有者にとって重大な不利益処分であり、調査を実施してから結果の評価に時間を要しすぎるのは法的安定性の観点から妥当ではない。

今後は、趣旨・目的に沿って明確な判断基準を作成し、それに基づき、計画的に調査を実施する必要がある。

(3) 地元住民への対応

地元住民は、県が平成16年度から実施する安全性確認調査に一定の期待を持っていたにもかかわらず、平成17年度には、県が投棄された産業廃棄物の面積と容量を公表するにあたり、当初予定していた説明会を当日になって中止するなど、これまでと変わらない一方的な進め方に地元住民は不信感を抱き、合意形成プロセスやリスクに対する共通認識が醸成されていなかったこともあいまって、事案の解決は遅々として進まなかった。

しかし、県は、平成18年10月の地元住民からの公開質問状の提出を受けた後、地元と原因者との間で地元要望に沿った掘削調査の実施で合意するなど、地元の意向を踏まえ、対象事案の解決に取り組んできた。

対象事案では、平成19年度から平成23年度までの定期的な地元訪問は400回を超え、平成20年10月からは、地元・学識経験者・行政（県（市））による四（三）者協議を通じて、課題解決に取り組み、平成22年12月には「基本合意書」を、平成23年11月には「実施協定書」を締結し、行政代執行の実施に向けた合意がなされており、県の対応は妥当である。

(4) 結論

以上の総合評価を踏まえた結論は、次のとおりである。

県は、原因者に、平成19年1月31日付けで措置命令を発出し、実施計画書の作成、履行期限の遵守及び履行資金の確保を求めるとともに、排出事業者及び土地所有者への責任追及に取り組んできた。

また、地元住民の不信感の解消と安全・安心の確保に取り組むなど合意形成プロセスとリスクに関する共通認識を醸成し、その信頼関係を構築してきた。

これにより、県は、原因者に一定の履行資金を確保させるとともに、平成22年12月には「基本合意書」を、平成23年11月には「実施協定書」を地元自治会と締結するなど、対象事案の課題解決に向けて着実に歩を進めていることは評価できるものである。

しかしながら、個別の行政対応には課題も認められるところであり、今後は、再発防止策に着実に取り組み、産業廃棄物の不適正処理事案の解決に繋げていくことが重要である。

廃棄物処理法は、産業廃棄物の適正処理を確保し、生活環境を保全することを目的としており、委員会は、平成21年1月、第1次検証における再発防止策の提案・提言において、「目的志向型組織」であり続ける必要があると指摘したところである。

今後は、産業廃棄物の不適正処理事案について、効果的で継続的な熱意ある行政対応を実施し、課題を解決していくことが必要である。

そのためには、担当職員が当事者意識と情熱を持って、冷静に課題解決に取り組むことが重要であり、今後、そのような人材を育成されることを期待してやまない。

対象事案は、本件施設の埋立開始から約30年が経ち、その早期解決が期待されるなか、県は、平成24年9月、行政代執行に着手し、ようやく、課題解決のスタートラインに立ったといえる。

今後、様々な課題に直面することと思われるが、担当職員が英知を結集し、組織力を最大限に発揮しその解決に取り組んでほしい。

7 第2次検証における再発防止策の提案・提言

対象事案では、第1次検証で再発防止策を提案・提言しており、この提案・提言に着実に取り組むことが対象事案の再発防止に繋がるものである。

第2次検証では、①排出事業者への責任追及、②土地所有者への責任追及に課題が認められたことから、次のとおり、再発防止策を提案・提言することとする。

① 明確な判断基準の作成とそれに沿った調査の実施

～調査計画の立案と迅速かつ的確な調査結果の集約～

対象事案では、判断基準を明確にしないまま、排出事業者又は土地所有者にヒアリング、アンケート調査及び報告徴収を実施しており、そのため、結果評価に時間を要している。

排出事業者又は土地所有者への責任追及においては、行政処分（措置命令）を発出することを見据え、明確な判断基準を作成し、調査を実施すべきであった。

また、排出事業者への責任追及では、同趣旨のアンケート調査と報告徴収を実施しており、計画的に調査が実施されていたとは認められず、趣旨・目的に沿って、どのような調査を実施すべきであるか十分に検討すべきであった。

今後、排出事業者又は土地所有者への責任追及のため必要な調査を実施するときには、必ず、明確な判断基準と調査計画を作成し、それに沿って調査を実施し、速やかにその結果をとりまとめるべきである。

なお、対象事案は調査を実施するまでに10年が経ち、排出事業者又は土地所有者から明確な回答や報告が得られない調査項目が多く、担当職員は、その評価に苦慮していたことが窺われる。

しかし、排出事業者又は土地所有者に措置命令を発出するには、都道府県知事が措置命令発出基準に該当することを立証しなければならず、措置命令発出基準に該当することが疑われても、そのような不確定な事実をもって（疑いだけで）措置命令を発出することは違法であり、どのようなアンケート調査を実施すれば行政処分（措置命令）の根拠となるか、また、ヒアリング、アンケート又は報告徴収からどのように行政処分（措置命令）の根拠を収集するか十分な検討が必要であり、それがなくまま調査を実施し、担当職員が苦勞していたようである。

担当職員は、行政処分の根拠を誰が立証すべきか、また、どの程度の立

証が求められるかを正解に理解する必要があったといえ、共通ルールである行政法（行政作用法・行政救済法）の理解にとどまらず、これを的確に運用できる能力が必要である。

委員会では、平成24年2月、「四日市市内山事案」の再発防止策の提案・提言において、法務能力（法律の知識と運用解釈力）の向上と課題解決力を備えた人材育成が必要であると指摘したところであり（特定産業廃棄物事案【四日市市内山事案】に関する調査検討報告書37頁）、これに取り組むことが対象事案の課題解決にも繋がるのである。

② 定期的な進捗管理（マネジメント）の実施

～事案の総合的な進捗管理から個別課題の進捗管理へ～

対象事案は、多数の排出事業者又は土地所有者がおり、その責任追及を的確に行っていくためには、管理職員による進捗管理が重要となってくる。

管理職員は、対象事案の年間計画を作成するときや勤務評定にかかる担当職員との面談において事案全体の進捗を管理しているが、個別課題毎の進捗管理がなされておらず、担当職員と管理職員へのアンケート調査によれば、進捗状況の認識に相違も認められる。

今後、管理職員は、事案の総合的な進捗管理にとどまらず、個別課題毎に定期的な進捗管理を実施する必要がある、そのなかで、担当職員に必要な助言を行い、また、管理職員が積極的に参画することにより、課題の解決に繋げていく必要がある。

そのためには、対象事案全般の進捗管理表を作成するだけでなく、個別課題ごとに『現状』、『問題点』及び『今後の対応』を明確にした進捗管理表を作成し、管理職員と担当職員で現状と課題を共有すべきである。

③ 正確な業務引継の実施

～現状を的確に伝達できる業務引継システムの構築～

対象事案では、平成17年度から排出事業者及び土地所有者への調査を実施しており、アンケート調査によれば、前任者から後任者に的確な引き継ぎがなされていない事実も認められる。

委員会は、平成24年2月、「四日市市内山事案」における再発防止策の提案・提言において、的確に情報を伝達できる引継システムが必要であると指摘したところである（特定産業廃棄物事案【四日市市内山事案】に関する調査検討報告書39頁）。

よって、監視指導業務にとどまらず、排出事業者又は土地所有者への責任追及においても、四日市市内山事案の提案・提言の趣旨に沿った再発防止策の取組を実施していくべきである。

8 再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価

対象事案における委員会からの再発防止策の提案・提言について、提案・提言ごとに、次のような視点から、県が取り組んでいる再発防止策の取組が妥当であるかどうか調査検討を行った。

また、対象事案と四日市市内山事案は、産業廃棄物の不適正処理事案であり、いずれも許可施設における規制権限の行使・不行使が主要な論点であることから、四日市市内山事案における再発防止策に取り組むことが対象事案の再発防止にも繋がるものである。

よって、四日市市内山事案における再発防止策の提案・提言についても、あわせて調査検討することとする。

【調査検討の視点】

- 委員会の提案・提言の趣旨に沿って再発防止策に取り組んでいるか。
- 実施期間（委員会の提案・提言に取り組む期間）に見合った再発防止策となっているか。
- 再発防止策の取組が成果に繋がっているか。

【調査検討結果の記載】

- 再発防止策の取組状況については、次のように記載し、再発防止策の取組状況の評価は、別紙「再発防止策の取組状況に関する評価の考え方」に基づき表現することとした。

<p>< 記載の方法 ></p> <p>提案・提言○</p> <p><再発防止策の取組状況></p> <p><再発防止策の取組状況の評価></p>

【検証すべき再発防止策の提案・提言】

検証項目		検証対象期間 (再発防止に取り組む期間)
行政対応について		
第 2 次 検 証	【四日市市大矢知・平津事案<第一次検証>の提案・提言】 ① 監視指導体制の維持、強化、そして「目的志向型組織」へ ② 感覚・感性を磨く(自己研鑽) ③ 職員の意識向上(危機意識・規範意識)と実践力向上 ④ 人材育成と組織力向上 ⑤ 多様な主体との連携 ⑥ 情報共有を一步進めた「情報交流」による情報把握と積極的な情報発信 ⑦ 守りだけではなく、「攻めの」廃棄物行政推進のための新たな施策展開	平成21年1月31日 ～平成24年7月31日
	【四日市市内山事案の提案・提言】 ① 法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成 ～廃棄物処理法を的確に運用解釈するうえで必要な法務能力の確保～ ② “経験知”を組織全体で共有するナレッジマネジメントの展開 ア)体系的な監視指導システムの構築 ～リスク認識と的確な現状把握～ イ)的確に情報を伝達できる引継システムの構築 ③ 措置命令事案の自律的検証と効果的なPDCAサイクルの実施 ④ 厳格かつ適正な費用求償の実施	平成24年3月1日 ～平成24年7月31日

別紙「再発防止策の取組状況に関する評価の考え方」

用語	趣旨	備考
失当 (×)	提案・提言の趣旨に沿った再発防止策にほとんど取り組んでいない場合	
不十分 (△)	提案・提言の趣旨に沿った再発防止策への取組が十分ではない場合 ① 一時的(限定的)である場合 ② 手法・手段が妥当でない場合 ③ 改善すべき点が認められる場合 ④ さらなる取組が必要な場合	
妥当 (○)	提案・提言の趣旨に沿った再発防止策に計画的に取り組んでおり、その手法・手段も妥当である場合	再発防止策に計画的に取り組んでおり、それが一定の成果に繋がっている場合(四日市市大矢知・平津事案)

(1) 四日市市大矢知・平津事案（第1次検証）における再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価

委員会は、平成19年7月に三重県知事からの諮問を受け、対象事案の調査検討を進め、平成21年1月に、対象事案における課題を明確にしたうえで、再発防止策の提案・提言を行っている（特定産業廃棄物事案【四日市市大矢知・平津事案】に関する調査検討報告書22頁～26頁）。

産業廃棄物の不法投棄や不適正処理を未然に防止するためには、かかる再発防止策の提案・提言を真摯に受けとめ議論し、産業廃棄物行政に活かすことが重要である。

委員会が再発防止策を提案・提言してから3年6ヶ月が経ち、真摯に再発防止策に取り組んでいれば、一定の成果に繋がっているはずである。

かかる観点から、委員会は、第1次検証後の再発防止策の取組状況及び成果について、検証・評価することとする。

提案・提言① 監視指導体制の維持、強化、そして「目的志向型組織」へ

昭和62年度に専任の産業廃棄物監視指導担当2名を配置して以来、時代とともに監視指導体制は充実してきている。

不法投棄や不適正処理等の発生を未然に防止していくためには、その組織体制を維持するとともに、悪質化・深刻化する事案に対応するために、現場最前線である地域機関の組織充実を含めた、更なる廃棄物行政全体にかかる組織体制強化の検討も必要である。

また、対象事案にかかる対応に関しては、違法状態等を確認した場合等に指導や命令等を実施してきているが、実施後の指導（事後対応）等が不十分で、実際の改善対策が進んでいない場合が見受けられる。指導や命令等を実施する真の目的は、違法状態の是正や改善対策の促進であるが、行政対応の「力点」を指導や命令等に至る経過（プロセス）に置いてしまいがちになり、真の目的達成のための、効果的で継続的な熱意のある行政対応に繋がっていないという実態もあった。

廃棄物処理法では、県は、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずる責務があるとされており、その目的は、生活環境の保全を図ることである。廃棄物行政に限らず、行政は、その行動形態としてプロセス志向型組織になりがちであるが、対応の継続性が重要であることを十分念頭に置き、常に目的を明確化し、組織内で共有し、その目的達成のためのあらゆる方法を探り、自らの判断を絶えず見直すなど、「目的志向型組織」であり続ける必要がある。

＜再発防止策の取組状況＞

【第1次検証までの取組】

①組織・人員

対象事案で産業廃棄物の不適正処理が認められた平成6年度は、4名（2班）の監視・指導担当職員で全事案に対応しており、十分な監視活動を実施するには困難な組織・人員であったことから、その後、県は、監視・指導体制を年々充実させ、平成14年度から産業廃棄物の監視・指導を所管する組織を設け、また、平成21年1月に対象事案の調査検討報告書がとりまとめられるまでに、担当職員も4名から20名に増員するなど、組織・人員を充実させてきた。

②監視活動の充実

これにより、対象事案で産業廃棄物の不適正処理が認められた平成6年度は、産廃施設数479に対して、立入検査件数3,285、行政指導件数167であったが、平成20年度には、産廃施設数590に対して、立入検査件数4,570、行政指導件数1,653と、産廃施設数・立入検査件数と比較して、行政指導件数が大幅に伸びており、監視活動の充実に繋がっている。

③各事案の進捗管理

産業廃棄物の不適正処理事案の解決には各事案の進捗管理を的確に実施する必要があることから、県は、重要な事案については、『事案の概要（ポイント）』、『経緯』、『今後の対応』を記載した『懸案事項調書』を作成し、これを定期的に更新することで、各事案の進捗を管理していた。

【第1次検証後の取組】

①組織・人員

県は、第1次検証後、平成23年度には、廃棄物監視・指導室を各地域の不適正処理事案に対処する地域指導グループと広域的で悪質・深刻な事案に対処する広域指導グループに再編し、機動的な対応ができるような体制を整備し、平成24年度からは、廃棄物行政に関する施策を重点的に実施するため環境生活部に廃棄物対策局を設置するなど、廃棄物行政全般にかかる組織を充実させている。

②監視活動の充実

県は、第1次検証後、これまで充実させてきた監視活動を維持しており、平成21年度から平成23年度の立入検査件数及び行政指導件数は、それぞれ4,416～4,714、1,171～1,405で推移している。

また、さらなる監視活動の充実のため、平成20年度から監視カメラを導入し、平成21年度から民間警備会社に監視パトロールを委託するなど、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の未然防止・早期発見に取り組んでいる。これに

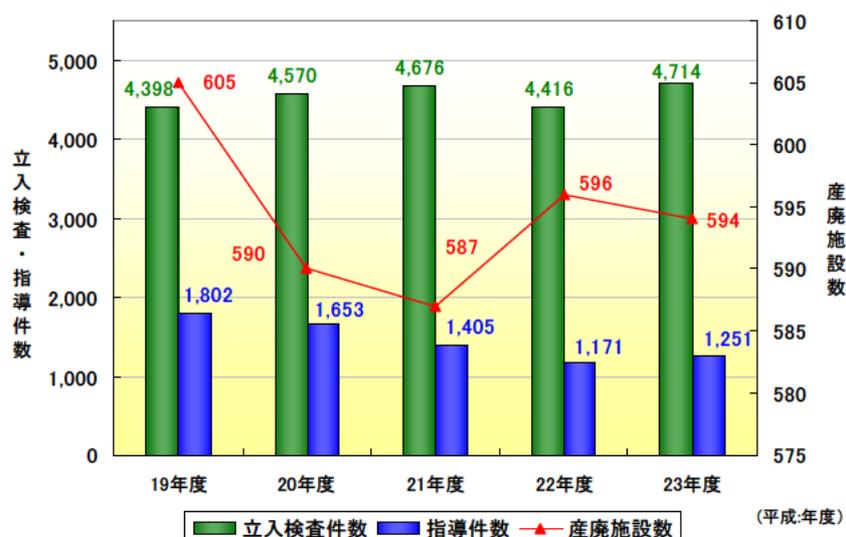
より、平成23年度、監視カメラで3事案、民間警備会社による監視パトロールで1事案の不適正処理を把握した。

③各事案の進捗管理

県では、引き続き、重要な事案については、『事案の概要（ポイント）』、『経緯』、『今後の対応』を記載した『懸案事項調書』を作成し、定期的に各事案の進捗を管理している。

また、平成23年度からは、『重要度』、『事案概要』及び『指導概要』を記載した不適正事案実態把握表や担当職員ごとに進捗課題報告書を作成するなど各事案の進捗管理を進め、また、四日市市内山事案の調査検討報告書を受け、各事案の『重要度』、『毎月の進捗』、『課題』や『目標』を記載した『業務年間計画表』を作成するなど、各事案の的確な進捗管理にむけて、さらなる改善に取り組んでいる。

＜産廃施設数と立入検査・指導件数の推移＞



	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
立入検査	4,398	4,570	4,676	4,416	4,714
違反件数	1,791	1,679	1,416	1,227	1,356
行政指導件数	1,802	1,653	1,405	1,171	1,251
改善・措置命令	5	3	2	3	3
停止・取消処分	1	2	4	3	6
始末書提出	20	14	14	14	23
文書指導	84	59	54	41	81
産廃施設数	605	590	587	596	594

＜再発防止策の取組状況の評価＞

県は、監視指導担当職員を4名から20名まで増員し、平成14年度からは産業廃棄物の監視・指導を所管する組織を設け、平成23年度には、廃棄物監視・指導室を各地域の不適正処理事案に対処する地域指導グループと広域的で悪質・深刻な事案に対処する広域指導グループに再編し、また、平成24年度からは、廃棄物行政に関する施策を重点的に実施するため環境生活部に廃棄物対策局を設置するなど、その組織・人員を充実させている。

これにより、対象事案で産業廃棄物の不適正処理が認められた平成6年度は、産廃施設数479・許可業者数（中間処理・最終処分）111に対して、立入検査件数は3,285、行政指導件数は167であったが、平成23年度は、産廃施設数594・許可業者数（中間処理・最終処分）268に対して、立入検査件数4,714、行政指導件数1,251になっており、産廃施設数、許可業者数及び立入検査件数と比較して、行政指導件数が大幅に伸びており、監視活動の充実に繋がっている（平成6年度と比較して産廃施設数1.2倍、許可業者数2.4倍、立入検査件数1.4倍、行政指導件数7.5倍である。）。

県は、平成21年1月の対象事案の調査報告書のとりまとめまでに監視活動を充実させ、その後は、充実させた監視活動を維持するとともに、監視カメラの導入や民間警備会社による監視パトロールの実施など、新たな取組を始め、産業廃棄物の不適正処理事案の早期発見効果も認められるなど、一定の成果に繋がっている。

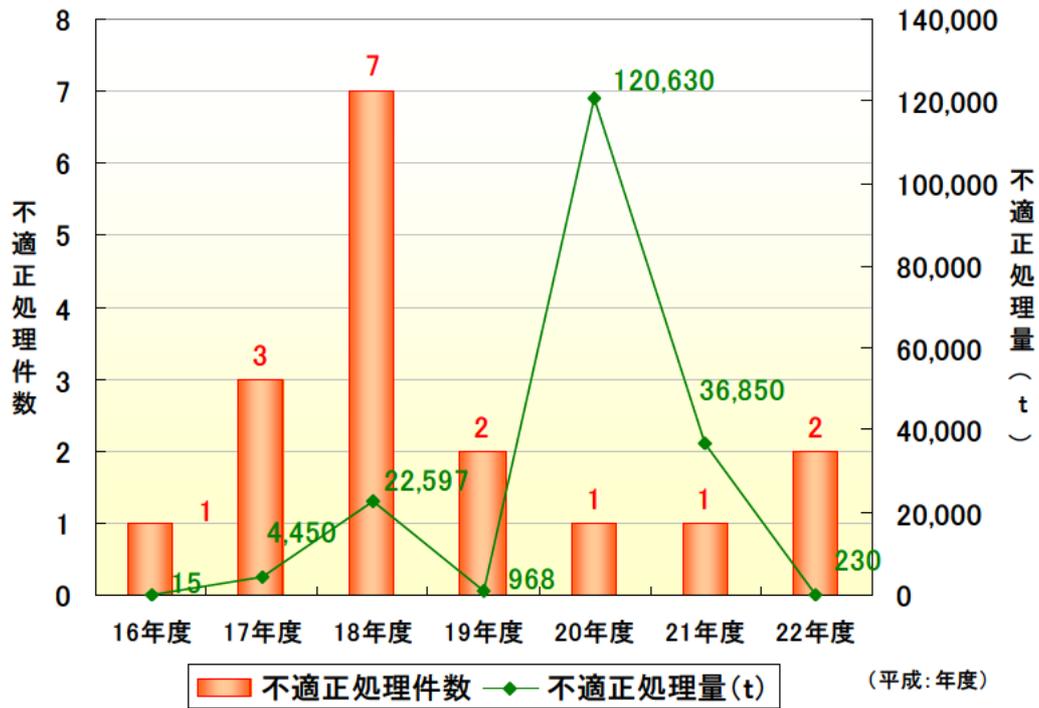
対象事案では、県に産業廃棄物の不適正処理事案を解決すべきとの意識がなく、違法状態の是正や改善対策の促進を目的として取り組んでこなかったことから、委員会では、産業廃棄物の適正処理を確保するという『目的志向型組織』であり続ける必要があると指摘したところであり、そのためには、監視活動の充実にとどまらず、各事案の的確な進捗管理が必要である。

県は、引き続き、重要な事案について『懸案事項調書』を作成し、定期的にその進捗を管理するだけでなく、不適正事案実態把握表や進捗課題報告書、『業務年間計画表』を作成するなど、さらなる改善に取り組んでいる。

なお、環境省実施の産業廃棄物不法投棄等実態調査によれば、産業廃棄物の不適正処理量（10t以上）は平成20年度をピークに減少しており、また、不適正処理件数も1～2件程度にとどまり、監視活動の充実が成果にも繋がっている。

県は、充実した監視活動を維持し、各事案の的確な進捗管理に取り組み、一定の成果にも繋がっていることから、県の対応は、「妥当（○）」である。

産業廃棄物の不適正処理件数・不適正処理量



提案・提言② 感覚・感性を磨く（自己研鑽）

廃棄物行政に携わる職員には、専門的知識の習得とともに、不法投棄や不適正処理等に繋がる「兆し（シグナル）」を見逃さない感覚を持つことが求められる。

不法投棄や不適正処理等は、発見や対応が遅れば遅れるほど、後々の改善や是正に多大な「費用、時間、労力」を費やすことになってしまう。

これまでに組織体制は充実してきてはいるが、その職員数と対応時間には限界があり、何から何まで全てに対応するわけにはいかない現状のなか、いかに関係のない情報（ノイズ）に惑わされず、優先的に対応しなくてはならない事象から発信される「兆し（シグナル）」を見落とさないための感覚・感性（センス）を絶えず磨き、持ち続けていかなければならない。

また、職員の自己研鑽には、廃棄物資源循環学会や全国都市清掃会議等の廃棄物に関する調査研究会へ参加するとともに、その機会を情報発信の場として活用することも有効である。

<再発防止策の取組状況>

県は、産業廃棄物行政を担当する職員に、業務に必要な専門的知識を習得させるため、環境省や公共団体が実施している実践的な研修（産業廃棄物対策研修、廃棄物・リサイクル基礎研修等）を受講させ、また、廃棄物行政に関する連絡会議に参加する機会を確保するとともに、必要に応じて地域機関の職員へ伝達研修を実施している。

また、県は、担当職員に産業廃棄物の不適正処理事案の事例発表を行わせるなど、職員の自己研鑽にも努めている。

◎研修・連絡会議の参加状況と参加人数

	21年度		22年度		23年度		24年度	
	研修	連絡会議	研修	連絡会議	研修	連絡会議	研修	連絡会議
廃棄物・リサイクル課	18回	6回	17回	8回	21回	7回	-	3回
	22人	8人	22人	14人	20人	6人	-	4人
廃棄物監視・指導課	4回	4回	4回	6回	5回	6回	-	3回
	12人	6人	6人	15人	11人	9人	-	5人
廃棄物適正処理PT	9回	3回	4回	1回	1回	1回	-	-
	15人	7人	8人	1人	3人	2人	-	-
合計	31回	13回	25回	15回	27回	14回	-	6回
	49人	21人	36人	30人	34人	17人	-	9人

※所属名は平成24年度の名称であり、平成24年度は6月末の実績

【自己啓発・人材育成のための研修（平成21年度抜粋）】

組織	年度	研修会等の名称
廃棄物・リサイクル課	21年度	建設発生土リサイクル推進協議会セミナー
廃棄物・リサイクル課	21年度	基礎からよく分かる経営分析講座
廃棄物・リサイクル課	21年度	最終処分場機能検査研修
廃棄物監視・指導課	21年度	廃棄物の有効利用に関する研究成果普及講習会
廃棄物監視・指導課	21年度	産業廃棄物不法投棄防止セミナー
廃棄物監視・指導課	21年度	産業廃棄物対策研修会
廃棄物適正処理プロジェクトチーム	21年度	改正土壌汚染対策法セミナー
廃棄物適正処理プロジェクトチーム	21年度	日本環境学会研究発表会シンポジウム
廃棄物適正処理プロジェクトチーム	21年度	「土壌・地下水汚染の調査・対策技術の現状」セミナー

【産業廃棄物の不適正処理事案の事例発表】

平成22年10月16日 平成22年度九州環境技術創造道場
「住民対応とリスクコミュニケーション」
平成24年 1月21日 平成23年度九州環境技術創造道場
「住民対応とリスクコミュニケーション」

【産業廃棄物の不適正処理事案の記事投稿】

平成24年 1月 産廃振興財団NEWS No. 65
「三重県四日市市（大矢知・平津）事案に係る住民対応とリスクコミュニケーション」
平成24年 7月 都市清掃第65巻第308号
「三重県四日市市大矢知・平津事案の解決に向けた四者協議による取組について」

＜再発防止策の取組状況の評価＞

県は、産業廃棄物を担当する職員に各種研修を受講する機会を確保し、また、担当職員による産業廃棄物の不適正処理事案の事例発表を通じ職員の自己研鑽にも努めている。

全体の受講者数の推移からは、毎年度、研修を受講する機会を一定程度確保しており、県の対応は、「**妥当（○）**」である。

しかしながら、受講者数が減少している課もあることから、今後は、中長期的な視点から研修の機会を確保する必要がある。

提案・提言③ 職員の意識向上（危機意識・規範意識）と実践力向上

感覚・感性（センス）を持ち続け、まず「気づく」ことが重要であるとともに、その気づきから、できるだけ速やかな、改善のための実質的な対応が求められる。不法投棄や不適正処理等に気づいたとしても、迅速な対応ができなければ、効果はなくなってしまう。

廃棄物行政に限ったことではないが、特に指導監督行政においては、その担当分野に内在する危機を見極めることが必要であり、また、場合によっては、前例のない、想定外の危機に直面することもあることから、行政は、常にそのことを強く意識しながら対応することが必要である。

組織全体として「危機意識」を持ち、起こりうる危機を敏感に察知し的確に対応していくため、職員はその行動基軸として、常に、環境配慮に対する高度な「規範意識」である環境配慮義務を持つことが必要である。そして、かかる規範意識に基づき、机上の理論だけではなく、様々な経験からの実践力（実践的な能力）を身につけていかなければならない。

提案・提言④ 人材育成と組織力向上

職員の知識、感覚、意識等の向上のためには、一過性の教育機会の提供だけではなく、中長期的な人材育成計画の立案と実行が必要である。

廃棄物処理法等に関する知識習得だけではなく、他の関係法令等に関する知識の学習、OJT（On the Job Training：職場において職務をとおして行われる人材育成活動のことであり、職場のさまざまな機会をとらえて、仕事に必要な知識等を計画的に指導すること）等を活用した実践的研修や知識伝達を進めるとともに、様々な廃棄物の課題に対して、一丸となって対応していくための「組織力」を更に強めていくための、学びあい・支えあう風土づくりを進め、学習し続ける組織であることが重要である。

<再発防止策の取組状況>

①職員研修の実施

県は、廃棄物行政を担当する職員の職務能力を向上させるため、講演会として、平成19年度から平成22年度まで、分野勉強会を10回開催し、また、廃棄物処理法や三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例など、所管する法律・条例の勉強会を平成21年度と平成22年度に1回ずつ開催している。

また、平成24年3月には、四日市市内山事案の行政検証を踏まえて、廃棄物行政担当者研修を開催し、平成24年4月には、監視・指導課業務基本研修

(新任廃棄物監視・指導課員オリエンテーション・8日間)として、新任職員に廃棄物処理法研修、監視・指導実務研修、立入検査マニュアル研修、事務処理マニュアル研修や再発防止研修(行政検証研修)を実施している(測量や放射線の測定方法など、実務に役立つ知識についても実践的な研修を実施している。)

<分野勉強会(現場研修)風景(平成20年10月17日開催)>



②人材育成計画の立案・実行

委員会は、平成21年1月、一過性の教育機会の提供だけではなく、中長期的な人材育成計画の立案と実行が必要であると指摘したところであり(特定産業廃棄物事案【四日市市大矢知・平津事案】に関する調査検討報告書23頁)、産業廃棄物行政を所管するすべての課において、中長期的な人材育成計画を立案し、各課が連携しながら、これを実行することが必要である。

しかし、四日市市大矢知・平津事案にかかる再発防止策の提案・提言を受けて中長期的な人材育成計画を策定したのは廃棄物監視・指導課のみであり、それも、策定までに3年を要している。

③OJTによる人材育成

県は、監視指導業務の経験のある職員が新任職員とともに監視活動を実施することで、OJTによる新任職員の人材育成を実施している。

また、平成23年度から、廃棄物監視・指導課では全職員で毎朝ショートミーティングを実施し、個々の職員が直接かかわっていない事案の対応方法や判断基準の共有だけにとどまらず、職員の“経験知”も職員全体で共有し、職員全員の問題意識や危機意識を醸成している。

さらに、廃棄物処理施設の定期検査や建設混合廃棄物の取扱いなどの重要事案では、通常2名で対応するところを、グループ全員で対応するなどして、着眼点や指導方法などを共有することで、組織力の向上に努めている。

④研修を組織全体で共有する仕組み

県は、担当職員に各種研修の受講の機会を確保するとともに、各種連絡会議に担当職員を積極的に出席させ、職員の自己研鑽や人材育成に取り組んでいる。

しかしながら、担当職員の研修受講後、復命書（研修の概要を記載した文書）を供覧するだけで、その“経験知”を組織全体で共有する仕組みづくりはなされていない。

<再発防止策の取組状況の評価>

県は、産業廃棄物を担当する職員に各種研修を受講する機会を確保するとともに、分野勉強会、所管法律・条例勉強会、行政検証研修や個別課題勉強会を開催し、平成24年4月には、監視・指導課業務基本研修を実施している。

なお、基本研修では、監視指導業務に初めて携わる職員に体系的な研修を実施しており、経験者が講師を務めることで、新任職員にとどまらず、経験者の人材育成にも繋げている。

また、監視指導業務の経験のある職員が新任職員とともに監視活動を実施し、平成23年度からは毎朝ショートミーティングを実施するなど、OJTによる人材育成に取り組み、職員の“経験知”を職員で共有する仕組みを構築していることが認められる。

しかしながら、委員会では、平成21年1月、中長期的な人材育成計画の立案と実行が必要であると指摘したところである（特定産業廃棄物事案【四日市市大矢知・平津事案】に関する調査検討報告書23頁）。

そして、産業廃棄物の不適正処理事案を解決し、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理を未然に防止するためには、産業廃棄物行政を所管するすべての課において中長期的な人材育成計画を立案し、各課が連携しながら、これを実行することが必要である。

県は、四日市市大矢知・平津事案にかかる再発防止策の提案・提言を受け、中長期的な人材育成計画を策定するまでに3年を要しており、提案・提言への取組は遅きに失したと言わざるをえない。

さらに、一部の課において、中長期的な人材育成計画を策定するにとどまっており、県の対応は、「**失当（×）**」である。

提案・提言⑤ 多様な主体との連携

時代の変遷とともに、県としての監視指導体制は充実してきたが、不法投棄等が完全になくなっていないということも事実である。

早期発見、早期対応のために、県は、多様な主体との連携を図り、様々な施策や事業を進めていく必要がある。

ア) 県民（地域住民）との連携

地域住民からの声（情報）に耳を傾け、その情報を尊重し、最大限に活かす努力が求められる。そのためには、関係する地域住民との対話の機会を積極的に設ける等して、より一層地域住民へ情報提供を行うとともに、地域住民から幅広い情報の収集に努める必要がある。

そのことにより、「現場にいちばん近い」地域住民自らの監視の目も光ることとなり、行政と地域住民との連携による不法投棄等の早期発見に繋がっていくことが期待できる。

イ) 基礎自治体である市町との連携

様々な廃棄物問題の解決のためには、廃棄物行政を一緒に担う市町と県が、相互に情報を提供し合い、相互に話し合い、意見交換等を行うことができる強いパートナーシップを形成する必要がある。

ウ) 各関係機関、関係団体等との連携

さらに、関係他法令等を所管する県や国の関係機関や廃棄物に関わる各種団体等とも連携を密にし、各施策を進めていく必要がある。

<再発防止策の取組状況>

ア) 県民（地域住民）との連携

①地域住民との対話の確保

対象事案では、産業廃棄物の不適正処理に関する情報に的確に対応できておらず、委員会では、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の早期発見・早期対応のため、地域住民との対話の確保が必要であると指摘したところである。

県では、平成9年度から『廃棄物ダイヤル110番』を、平成11年度から『廃棄物ファックス110番』を設置し、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理に関する情報を収集し、的確に対応する仕組みを構築している。

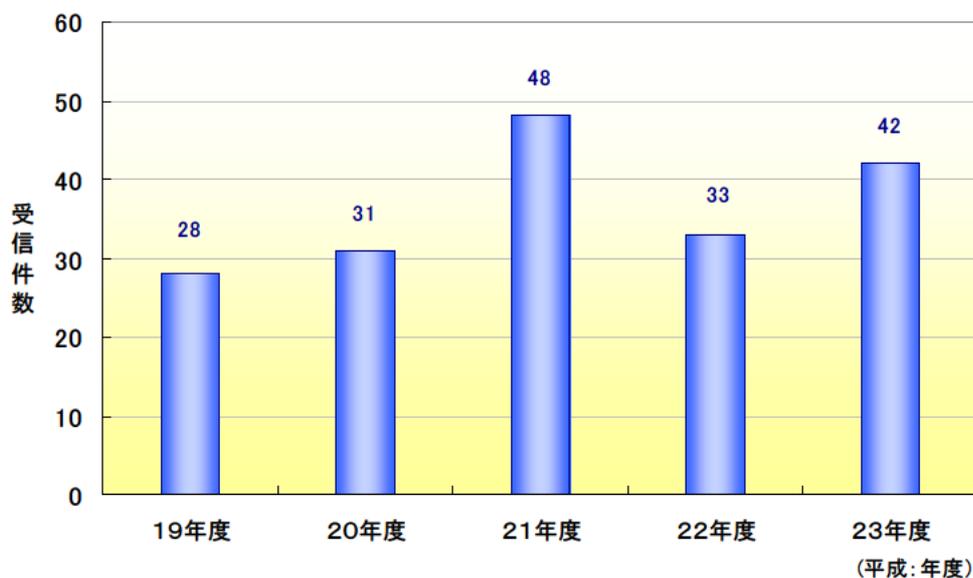
さらに、平成23年度からは、県民からの情報提供や相談について『県民相談簿』を作成し、通報者、通報年月日、対応者、通報区分、通報内容、

対応状況（これまでの対応と今後の対応）や処理結果（処理済・継続中・未処理）を記載し、『県民相談受付簿一覧表』で全事案の進捗を管理している。

そして、『廃棄物ダイヤル110番』、『廃棄物ファックス110番』や『県民相談簿』に記載した事案については、通報者と対話の機会を確保するよう努め、事案の解決に繋げるとともに、適宜、処理結果を報告している（匿名の投書などを除き、通報者とは電話による対話の確保にとどまらず、できるかぎり面談や現場確認を実施している。なお、『県民相談簿』には「通報者への処理結果の連絡の要否」及び「処理結果連絡日」欄を設けるべきである。）。

平成19年度から平成23年度の廃棄物ダイヤル110番・ファックス110番の件数は次のとおりで、近年は減少傾向にあり、内訳としては不法投棄及び野外焼却が多数を占めている。

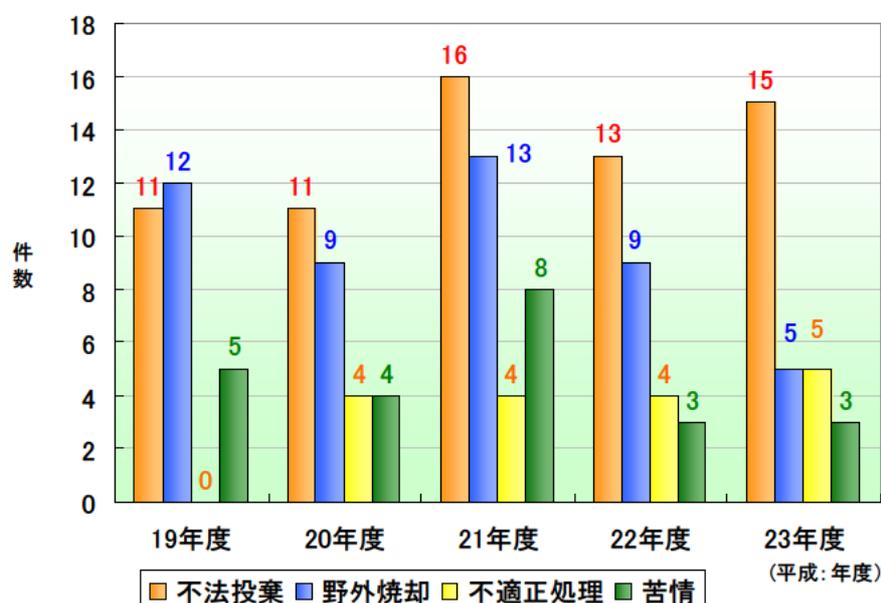
【廃棄物ダイヤル110番受信件数の推移】



	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
廃棄物ダイヤル110番	28	31	48	33	42
廃棄物ファックス110番	0	8	1	0	0

※ 一つの通報で複数の内容申し立てがあり、実ダイヤル数よりも多い。

【廃棄物ダイヤル110番の内訳（平成19年度～平成23年度）】



②不法投棄パトロールへの支援

県は、平成23年度から、市町から推薦のあった団体に、啓発資材（腕章・ステッカー）を配布し、地域住民による不法投棄の早期発見・未然防止と産業廃棄物の不法投棄の防止に関する意識向上に取り組み、これらの団体と対話の機会を確保している。

	団体名	啓発資材配布式
23年度 (3団体)	川島地区環境パトロール隊(四日市市) 鈴鹿市自治会連合会(鈴鹿市) 伊賀南部一般廃棄物処理協同組合(名張市)	平成23年5月30日
24年度 (3団体)	檜形地区自治会連合会(津市) 青蓮寺区自治会(名張市) 大安町南金井自治会(いなべ市)	平成24年5月30日

<再発防止策の取組状況の評価>

県は、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理に関する情報を『廃棄物ダイヤル110番』及び『廃棄物ファックス110番』により収集し、また、『県民相談簿』を作成することで、全事案の進捗管理ができる仕組みを構築している。

そして、『廃棄物ダイヤル110番』、『廃棄物ファックス110番』や『県民相談簿』に記載した事案については、できるかぎり通報者と対話の機会を確保し、事案の解決に繋げている。

これにより、平成23年度は、『県民相談簿』記載の81事案のうち79事案が解決し、2事案についても、事実確認中又は改善指導中であり、県は、通報者との対話を確保しながら、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理に関する情報に的確に対応しており、県の対応は、「妥当（○）」である。

また、平成23年度から地域住民による不法投棄パトロールを支援しており、今後、各市町で地域住民が主体的に産業廃棄物の不法投棄の未然防止に取り組めるよう支援を継続していくことが望まれる。

<再発防止策の取組状況>

イ) 基礎自治体である市町との連携

平成15年度から平成20年度にかけて27市町と産業廃棄物の立入検査協定を締結し、毎年4月に市町職員を産業廃棄物にかかる立入検査員に任命している。これにより、市町職員に産業廃棄物に関する立入検査を実施できる権限を認めている（なお、立入検査協定を締結していない2市については、継続して協定締結を働きかけている。）。

また、立入検査協定の実効性を確保し、市町立入検査員の知識及び技能の向上を図るため、毎年定期的に「三重県市町不法投棄等防止対策講習会」を実施している。

三重県市町不法投棄等防止対策講習会では、産業廃棄物行政に精通している他府県職員（OBを含む。）や、県の廃棄物処理法担当課職員を講師に、①産業廃棄物の不適正処理事案への対応と②廃棄物処理法の改正概要の講演を行うとともに、廃棄物監視・指導課職員と受講者として③監視・指導業務に関する意見交換を実施し、産業廃棄物の監視・指導業務にかかる知識及び技能の向上を図っており、講習会の受講者数は30数名から70数名である。

なお、市町とは常に情報交換を行い、個別事案では必要に応じて、県と市町が合同で立入検査や立会を行っている。

【講習会受講者の推移】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
開催年月日	9月12日	10月13日	12月15日	24年1月19日	7月20日
参加人数	79人	45人	38人	37人	73人

【平成24年度講習会風景】



【市町からの不法投棄通報状況】

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
不法投棄新規発見件数	25件	23件	23件	18件	8件
市町通報件数	7件	12件	4件	4件	3件
市町からの通報割合	28.0%	52.2%	17.4%	22.2%	37.5%

<再発防止策の取組状況の評価>

県は、平成15年度から順次市町と立入検査協定を締結し、平成24年度は、27市町195名の立入検査員が任命されており、立入検査協定を締結していない2市にも協定締結を働きかけている。

また、不法投棄新規発見件数の市町からの通報割合は平均で30%を超えており、県と市町が適切に連携していることが窺われる。

さらに、市町の立入検査員は、毎年度人事異動が生じることから、定期的に研修を実施することが重要であり、そのため、県は、毎年度定期的に研修を実施している。

また、その研修は、受講者が実務に活かせるように産業廃棄物行政に精通した他府県職員を講師とし、監視・指導課職員との意見交換を実施するなど研修テーマにも工夫がなされており、県の対応は、「妥当（○）」なものである。

今後は、より効果的な研修となるよう受講者アンケートを実施し、受講者ニーズを的確に把握したうえで、研修の企画立案をしていくことが期待される。

<再発防止策の取組状況>

ウ) 各関係機関、関係団体等との連携

① 業界団体との情報交換

一般社団法人三重県産業廃棄物協会との情報交換を定期的に行い、産業廃棄物に関する法律、通知及び質疑応答、各種施策（電子マニフェストの加入料助成・優良産廃処理業者認定制度）やPCB廃棄物の適正保管及び適正処理などについて、機関誌に掲載を依頼するなどして、事業者が法

制度を周知している。

②情報提供協定の締結と産業廃棄物に関する知識の普及

平成16年6月に10森林組合と、平成22年3月には「JAF三重支部」及び「NTTファシリティーズ東海」と情報提供協定を締結し、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理に関する幅広い情報提供の仕組みづくりに取り組んでいる。

また、「三重県市町不法投棄等防止対策講習会」に協定を締結した団体の職員の派遣を依頼し、産業廃棄物に関する知識の普及を行っている。

【情報提供協定締結団体】

年 度	団 体 名
16年度	10森林組合 (鈴鹿、中勢、松阪飯南、宮川、大紀、いせしま、伊賀、おわせ、熊野市、紀南)
21年度	JAF三重支部
	NTTファシリティーズ東海

③隣接する自治体と連携した産業廃棄物運搬車両路上検査の実施

まんなか共和国構成団体(岐阜県・滋賀県)と、また、三県一市(愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市)と産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施し、廃棄物の積載状況や搬入先などを確認するとともに、廃棄物の適正運搬・適正処理について指導や啓発を実施している。

【産業廃棄物運搬車両の路上検査の実施状況】

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
三 重 県	主催回数	3回	2回	2回	3回	2回
	調査延べ台数	25台	24台	27台	41台	37台
	違反車両指導件数	2件	0件	0件	1件	0件
他県主催回数		2回	2回	3回	2回	3回

※ 平成23年度の違反(三重県主催・他県主催合計)

●収集運搬許可証(写)不携帯(1) ●マニフェスト記載漏れ(1)



＜再発防止策の取組状況の評価＞

県は、①業界団体との情報交換、②情報提供協定の締結と産業廃棄物に関する知識の普及、③隣接する自治体と連携した産業廃棄物運搬車両路上検査の実施に取り組んでいる。

一般社団法人三重県産業廃棄物協会とは定期的に情報交換を実施し、機関誌に法令や各種施策などの掲載を依頼し周知徹底を図っており、産業廃棄物に関する知識の普及を通じて、産業廃棄物の適正処理に繋げていく取組となっている。

また、平成16年度と平成21年度に情報提供協定を締結した団体からは、平成22年4月1日から平成24年6月30日にかけて7事案の不法投棄に関する情報提供があるなど、情報提供協定締結の効果が認められる。

不適正処理に繋がる県外からの産業廃棄物の流入には、隣接する自治体との連携が必要であり、産業廃棄物運搬車両路上検査もそのひとつである。

そして、平成22年度、平成23年度に実施した路上検査では、廃棄物処理法違反の事実を把握して指導を実施しており、その効果も認められる。

よって、県の対応は、一定の成果に繋がっていることから、「**妥当 (○)**」である。

提案・提言⑥ 情報共有を一步進めた「情報交流」による情報把握と積極的な情報発信

様々な廃棄物の課題については、廃棄物処理法だけでは解決することができないことも多く、他の法令等を所管する関係機関との情報の連携（情報交流）が重要である。

また、県民の意識を高め、排出事業者や処理業者の意識向上のためには、県庁内部での情報把握や関係する行政組織全体としての情報共有だけでなく、不適正処理等に関する様々な負の情報（行政処分や改善指導状況等）も含めた「わかりやすい（やさしい）情報」を、積極的に発信することが必要である。

<再発防止策の取組状況>

①行政処分や再資源化施設の公表

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成21年4月施行）に基づき、行政処分の情報を県のホームページで公表しており、許可業者にとどまらず、排出事業者の産業廃棄物の適正処理にかかる意識を高め、産業廃棄物の不適正処理の抑止力にもなっている。

また、建設リサイクル法に基づく再資源化施設（がれき類又は木くずの破砕施設）の状況を県のホームページに掲載し、建設廃棄物の適正処理及びリサイクルを推進している。

【産業廃棄物処理業者に関する処理業許可取消処分情報件数】

		21年度	22年度	23年度	24年度
許可取消処分情報件数		8件	13件	6件	3件
再資源化施設 HP掲載事業所数	がれき類	86事業所	83事業所	75事業所	75事業所
	木くず	85事業所	88事業所	68事業所	68事業所

※平成24年度は6月末の実績

②他法令所管部局・県警との情報の連携（情報交流）

産業廃棄物の不法投棄や不適正処理については、警察や他法令所管部局との連携が重要であり、平成19年6月には、産業廃棄物の不法投棄又は不適正処理について、関連する法令を所管する部局が連携し、迅速かつ的確に対応するため、「三重県産業廃棄物不法投棄等対策連絡会議」を設置し、情報交換や情報共有を実施している。

また、個別事案については、警察や他法令所管部局と連携し、事業者に指導を実施するときも、必要に応じて、合同での立入調査を実施できるように調整を行っている。

<開催実績>

	実施回数	テ ー マ
平成19年度	5回	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等未然防止対策の推進 ・員弁川油流出事故（東員町筑紫地内） ・B社悪臭問題 ・B社悪臭問題 ・B社悪臭問題
平成20年度	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・員弁川油流出事故（東員町筑紫地内）
平成21年度	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・員弁川油流出事故（桑名市五反田地内） ・員弁川油流出事故（東員町筑紫地内）
平成22年度	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・桑名市源十郎新田事案

【平成23年度構成メンバー：関係法令等の所管担当室長等により構成】

環境森林部（理事、循環型社会構築分野総括室長、廃棄物対策室長、廃棄物監視・指導室長、廃棄物適正処理プロジェクト推進監、森林保全室長）、農水商工部（農地調整室長）、県土整備部（建設業室長、流域維持管理室長）、総務部（法務・文書室長、税務政策室長）

③「わかりやすい情報」の積極的な発信

地域住民からの生活環境保全上の支障に関する懸念には、回覧板で利用できるような分かりやすい資料を作成し、適宜、地域住民に提供している。

また、自治会長を通じて、事案の現状や対応状況を積極的に発信し、地域住民に広く周知できるように取り組んでいる。

<再発防止策の取組状況の評価>

県は、①行政処分や再資源化施設の公表、②他法令所管部局・県警との連携、③「わかりやすい情報」の積極的な発信に取り組んでいる。

行政処分や再資源化施設の公表は、産業廃棄物の適正処理にかかる意識の向上と産業廃棄物の不適正処理の未然防止や建設廃棄物の適正処理・リサイクルに繋がるものである。

また、県では、他法令所管部局との連携や「わかりやすい情報」の積極的な発信にも取り組んでいるが、桑名市源十郎新田事案では、河川管理者とPCBの有害性の認識や対策の必要性について、共通認識が十分ではなかったとのことであり、また、桑名市五反田事案（第2次検証）における再発防止策の提案・提言のひとつである産業廃棄物の不適正処理事案のホームページによる情報提

供についても、地域住民にとって「わかりやすい情報」が提供されていないなど、課題が認められる。

よって、県の対応は、「**不十分 (△)**」であり、今後、さらなる再発防止策の取組が必要である。

提案・提言⑦ 守りだけではない、“攻めの”廃棄物行政推進のための新たな施策展開

ア) 県独自の規制強化等による未然防止

廃棄物処理法の規制や基準等を補完するためには、三重県の地域特性等を勘案した県独自の条例による規制も有効である。三重県では、平成20年10月に「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」(平成20年三重県条例第41号)を制定(平成21年4月1日施行)しているが、その的確な運用を行っていく必要がある。

イ) 監視指導等のマニュアル構築、ノウハウを引き継げる組織づくり

廃棄物行政を進めてきた数十年の知見(知恵)は貴重な財産である。それを集積・共有することにより、許認可や監視指導等にかかるマニュアル構築等を進めるとともに、そのノウハウについては、「集める」だけではなく、次代の廃棄物行政を担う職員に「繋げていく」組織づくりが求められる。

ウ) 現場の状況を的確に把握するための手段

現場の状況変化を捉え、後々に引き継いでいくためには定点での状況写真等を継続保存していくことも有効である。また、特に最終処分場については、現場で領域を明確に確認するため、物理的な境界確認の手段(杭等)のみならず、GPS(Global Positioning System: 全地球測位システム)等のシステム技術活用による把握確認方法も調査研究することが有効である。

エ) 全国の不適正処理事案関係自治体との連携

産業廃棄物の不法投棄等不適正処分に起因した生活環境保全上の支障等の除去を行政代執行により行う場合、各自治体は、技術的、財政的な側面のほか、住民等とのリスクコミュニケーション等総合的な検討を行うこととなるが、対策工法の選定や事業の円滑な実施において様々な課題を抱える状況となっている。

これからの再発防止を考え、そして行動し、国民や時勢に求められる廃棄物行政を推し進めていく糧とするためには、地域や事案の特性は違えども、全国の関係自治体が、こうした課題に関する相互の情報交換等を進め情報を共有し、個々の課題解決に繋げていくとともに、お互いに学び、知恵を共有する姿勢をもって、より一層の連携を深めていくことが大切である。

＜再発防止策の取組状況＞

ア) 県独自の規制強化等による未然防止

① 条例による規制強化

県は、平成21年4月から施行している三重県産業廃棄物の適正な処理に関する条例において、産業廃棄物の適正処理を確保するため、「土地所有者・占有者・管理者の責務」、「排出事業者による処分委託先の実地確認」、「産業廃棄物の保管場所にかかる届出」に関する規定を整備し、平成22年5月に廃棄物処理法に当該規定が整備されるまで、法に先駆けて独自の規制を実施した。

また、県は、県外からの産業廃棄物の搬入について、事前にその発生工程などを把握できるよう条例の規定を整備し、産業廃棄物の不適正処理に繋がらないよう事前確認を実施している。

さらに、産業廃棄物処理業者に処理実績報告書の提出を求め、未提出者については、その氏名を公表している。

また、PCB廃棄物については、紛失や事故の届出内容を公表することとし、条例の規定を整備している。

② 多量排出事業者への取組

県は、平成11年に「産業廃棄物適正管理推進マニュアル」及び「自主情報公開ガイドライン」を策定し、平成22年には、廃棄物処理法の改正を踏まえ、「産業廃棄物の処理計画の策定等に関するマニュアル～適正管理推進マニュアル～」を策定し、廃棄物処理法で計画の策定及び公表を定めていない、500t以上1,000t未満の多量排出事業者に、産業廃棄物処理計画の策定、実施状況報告書の提出を求め、産業廃棄物の適正処理を推進している。



【独自規制による届出等の概要】

件数	21年度	22年度	23年度	24年度
県内搬入届出件数	545件	559件	565件	119件
PCB廃棄物の紛失・事故届出件数	5件	4件	0件	0件
産業廃棄物処理実績報告書未提出社数	—	194件	143件	—
適正管理計画・実施状況報告件数	588件	591件	632件	528件

※平成24年度は6月末の実績

また、県では、年間 500 t 以上の多量排出事業者について、排出事業者による産業廃棄物の適正処理を確保するため、環境技術指導員 2 名による適正管理計画の策定などの指導を実施している。

【適正管理計画策定企業訪問件数】

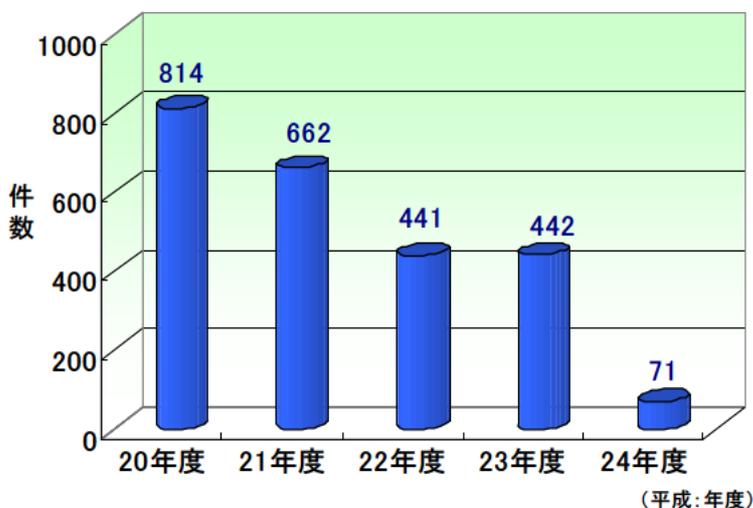
20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
76 件	49 件	24 件	81 件	0 件

※平成 2 4 年度は 6 月末の実績

③ P C B 廃棄物の不適正処理の未然防止

県は、P C B 廃棄物の不適正な処理を未然に防止するため、平成 2 0 年度から P C B 廃棄物専門員 2 名を配置し、地域機関と連携して県内の 1, 0 0 0 を超える P C B 廃棄物保管事業者へ順次立ち入り、適正保管及び早期処分について指導を行っている。

P C B 立入指導件数



※平成 2 4 年度は 6 月末の実績

イ) 監視指導等のマニュアル構築、ノウハウを引き継げる組織づくり

① 廃棄物処理法の手引書・許可申請マニュアルの整備

県では、平成 2 2 年の廃棄物処理法の改正を受け、産業廃棄物にかかる基準を簡潔にまとめた「産業廃棄物処理の手引き」を改訂し、産業廃棄物処理業者のみならず産業廃棄物行政を担当する職員も活用できるように工夫した。

また、県は、許可申請の審査を担当する職員（地域機関職員）が円滑かつ公平・公正に審査できるよう許可基準のひとつである経理的基礎に関する審査の指針及び手順を定めたガイドラインを新たに作成するとともに、廃棄物処理法の改正を踏まえ、「産業廃棄物処理業の許可申請の手引き」を改訂し、職員が適正な許認可事務が行えるよう“ノウハウ”の共有にも取り組んでいる。

②監視指導マニュアルの整備

県では、平成22年の廃棄物処理法の改正を受け、新たに設けられた廃棄物処理施設の定期検査について、担当職員が公正かつ厳格に検査が実施できるよう「三重県廃棄物処理施設定期検査実施マニュアル」を作成し、全職員が統一的に取り扱えるような仕組みを構築した。

③監視指導活動の標準化

県では、「行政処分の指針（通知）」に基づき監視活動を実施しているが、事業者への対応をより標準化するため、監視指導活動のフローを全職員で検証・整理し、OJTで全職員に浸透させるとともに、その実践に取り組んでいる。

また、建設混合廃棄物の取扱いなど特定の課題についても、担当職員によって取扱いに相違がでないように考え方を整理し、ショートミーティングや課内会議において組織全体での共有を図っているところである。

今後は、異動時の教育訓練により、これらの考え方を引き継いでいく予定である。

ウ) 現場の状況を的確に把握するための手段

産業廃棄物の不適正処理事案では、その状況を的確に把握するため、定点での写真撮影を継続することが重要である。

県では、防災ヘリ・県警ヘリによるスカイパトロールを実施し、産業廃棄物の不適正処理事案にとどまらず、問題のない施設や事業所についても、継続的に定点での写真撮影を実施している。

また、日常の監視活動では、過去の状況と比較できる撮影場所を選定したうえで写真撮影を実施し、監視日報を作成することで、状況写真を継続して保管している。

特に、産業廃棄物不適正処理事案の担当職員は、定点における写真撮影を意識して監視活動を行うようになってきている。

また、民間警備会社による監視パトロールでも、定点から施設・事業所

を撮影することとしている。

なお、大規模施設では、GPSによる試料採取場所や測量ポイントの確認・把握に努めている。

【スカイパトロール実施回数】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
防災ヘリ	2	3	3	2	3(2)
県警ヘリ	—	1	1	1	1

() は実施予定回数で内数

【四日市市大矢知・平津事案（平成24年6月 スカイパトロールにて撮影）】



エ) 全国の不適正処理事案関係自治体との連携

県では、平成20年度から、産廃特措法に基づく実施計画書を提出した地方公共団体と定期的な会議を開催し、情報交換を積極的に行うとともに、共通の課題について議論を重ね、実務に役立てることとしている。

また、このような会議を通じて、各自治体の担当者同士が日常的に情報を交換できるネットワークが形成されている。

【全国自治体連携会議の開催状況】

回	年度	開催日	開催縣市	現地視察先	出席者数
1	20	平成21年2月 12日～13日	三重県	三重県桑名市 五反田地内事案	33名
2	21	平成21年10月 27日～28日	青森県	青森県・岩手県境 不法投棄事案	40名
3	22	平成22年10月 25日～26日	岐阜市	岐阜市北部地区 産業廃棄物不法投棄事案	35名
4	23	平成23年10月 26日～27日	香川県	豊島不法投棄事案	36名
5	24 (予定)	平成24年11月 8日～9日	福井県	福井県敦賀市民間 最終処分場事案	—

<再発防止策の取組状況の評価>

県では、産業廃棄物の適正処理を推進する新たな施策展開として、①独自の規制強化による不適正処理の未然防止、②許認可・監視指導マニュアルの作成、③現状を的確に把握する仕組みづくり、④全国の不適正処理事案関係自治体との連携に取り組んでいる。

県は、平成20年10月に三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例を制定し、排出事業者による処分委託先の実地確認や産業廃棄物の保管場所の届出制度を設け、多量排出事業者については、「産業廃棄物適正管理推進マニュアル」や「自主情報公開ガイドライン」に基づき、産業廃棄物処理計画の策定や実施状況報告書の提出を求め、環境技術指導員による企業訪問などを通じ、適正管理計画の策定の指導も実施している。

PCB廃棄物については、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に事故・紛失にかかる公表規定を整備し、PCB廃棄物専門員が事業者への立入を実施することで、その適正保管や早期処分に取り組んでいる。

また、県では、廃棄物処理法の手引書、許可申請マニュアル、監視指導マニュアルを作成し、ノウハウを引き継げる組織づくりとその標準化に取り組み、定点での写真撮影を通じ、現状を的確に把握できるようにしている。

さらに、県は、全国の不適正処理事案関係自治体と連携し共通の課題を共有することで、実務に役立てるような取り組みも進めており、県の対応は、「**妥当** (○)」である。

(2) 四日市市内山事案における再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価

委員会は、平成24年2月、同種事案である「四日市市内山事案」について再発防止策を提案・提言していることから、その取組状況及び成果についても検証・評価することとする。

しかしながら、「四日市市内山事案」は、委員会からの提案・提言から4ヶ月しか経っておらず、今後、本格的に取り組んでいくことから、委員会の提案・提言の趣旨に沿った取組がなされようとしているかどうかを重点的に検証・評価することとする。

提案・提言① 法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成

～廃棄物処理法を的確に運用解釈するうえで必要な法務能力の確保～

廃棄物行政に携わる職員は、廃棄物処理法を適正に運用解釈し、適時的確に規制権限を行使し、不適正処理事案に対処していく必要がある。

そのためには、廃棄物処理法を運用解釈し個別事案に当てはめるための知識（技術）や共通ルールである行政法（行政作用法・行政救済法）を正確に理解し、各種判例動向を把握することが必要である。

法律の基礎的な知識を備えることが必要であるが、その都度、研修を実施するだけでは困難であり、中長期的な視点に立った人材育成計画の立案と実行が重要である。

<再発防止策の取組状況>

県は、平成24年3月、「四日市市内山事案」の行政検証を踏まえ、①四日市市内山事案の課題と再発防止策の提案・提言、②廃棄物処理法を運用解釈するうえで必要となる法律の基礎知識をテーマに、廃棄物行政担当者研修を開催した。

また、平成24年4月には、廃棄物監視・指導課業務基本研修（新任廃棄物監視・指導課員オリエンテーション・8日間）のなかで、新任職員に廃棄物処理法研修・再発防止研修（行政検証研修）を実施している。

なお、廃棄物処理施設の定期検査や建設混合廃棄物の取扱いなどの個別事案については、担当職員による勉強会を適宜開催するなど、OJTによる人材育成にも取り組んでいる。

今後、平成24年10月から12月には、廃棄物行政を担当する職員に必要な行政法（行政作用法・行政救済法）を正確に理解し、各種判例動向を的確に把握できる法務能力を備えた人材育成のため、法務研修（初級編・中級編・上級編）を実施するとのことである。

<再発防止策の取組状況の評価>

県は、「四日市市内山事案」の提案・提言を受け、平成24年3月に廃棄物担当者研修を、平成24年4月には、廃棄物監視・指導課業務基本研修において、廃棄物処理法研修・再発防止研修（行政検証研修）を実施し、また、個別事案では、担当職員による勉強会を開催するなど、担当職員の法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成に取り組みはじめている。

担当職員にとどまらず意思決定をする管理職員は、行政法（行政作用法・行政救済法）や各種判例動向を正確に理解し課題解決に繋げていく必要があり、そのためには、恒常的かつ体系的に法務能力を高める機会を確保すべきである。

県では、平成24年10月から12月にかけて法務研修を開催する予定であり、その研修も初級編・中級編・上級編の3部構成として、受講者が段階的に法務能力を高めることができるような仕組みにしている。

今後は、中長期的な視点に立った人材育成計画を作成するとともに、担当職員が法務能力を駆使し、これを個別事案の解決に繋げていくには、恒常的な法務研修の機会を確保することも重要であることから、担当職員の人事異動も踏まえ、毎年度定期的に法務研修を開催する必要がある。

また、各種判例動向を把握するため、定期的に判例研究を実施し、正確かつ体系的な理解を進め、同種事案に的確に対応できるようにすることも重要である。

県は、提案・提言の趣旨に沿って取り組み始めているといえ、県の対応は、「**妥当（○）**」である。今後、本格的に再発防止策に取り組み、管理職員・担当職員の法務能力の向上に繋げていく必要がある。

当然のことながら、法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成は、産業廃棄物行政全般の課題であり、許認可業務、監視指導業務及び環境修復業務に携わるすべての所属で、委員会の提案・提言の趣旨に沿った再発防止策に取り組む必要がある。

提案・提言② “経験知”を組織全体で共有するナレッジマネジメントの展開

効果的で実効性のある監視指導を実施するためには、専門的な知識や情報にとどまらず、職員の“経験”や“ノウハウ”を組織全体で共有して、これを引き継いでいくナレッジマネジメントが必要である。

そのためには、ア) 職員の“経験”、“ノウハウ”、専門的な知識及び情報（ナレッジ）を組織で共有する仕組み（体系的な監視指導システムの構築）とイ) 組織で共有したナレッジを的確に引き継ぐ仕組み（的確に情報を伝達できる引継システムの構築）の両方が必要である。

ア) 体系的な監視指導システムの構築～リスク認識と的確な現状把握～

各施設のリスクと現状を的確に把握する必要がある、そのためには、施設の形状や監視指導状況を時系列的に整理し、その施設の顕在的なリスクだけでなく、潜在的なリスクを認識することが重要である。

許可の概要（施設の形状）、これまで実施した指導経緯や事業者の改善状況を体系的に把握する監視指導システムを構築する必要がある。

そのためには、事業者毎に、許可の概要（施設の形状）、指導経緯と改善状況を記載した総括表（監視指導カルテ）を作成し、これに基づき指導を実施していくことも有効的な手段である。

イ) 的確に情報を伝達できる引継システムの構築

前任者から後任者に施設又は事業者に対する正確な情報を伝達することこそが、的確なリスク認識と現状把握に繋がるのであり、こうした正確な情報の確実な伝達により、産業廃棄物の不適正処理を早期に解決することができるのである。

そのためには、事業者に対する認識と施設の現状（指導経緯・改善状況）を正確に記載し、後任者に引き継ぎ、後任者は、これに加筆を加え、次の職員に引き継ぐようなシステムを構築しておく必要がある。

<再発防止策の取組状況>

【体系的な監視指導システムの構築】

県（廃棄物監視・指導課）は、平成24年3月、「四日市市内山事案」の調査検討報告書を受け、各事案の『重要度』、『毎月の進捗』、『課題』及び『目標』を記載した『業務年間計画表』を作成し、担当職員はこれに基づき監視活動を

実施し、事案の推移を踏まえ、8月、12月には中間検証（業務年間計画表の更新）をしたうえで、平成25年3月には次年度の『業務年間計画表』を作成することとしており、各事案の的確な進捗管理に取り組んでいる。

重要事案では、『事案概要』、『指導状況』及び『今後の対応』を1枚にまとめ、課員全員で共有することとしている。

【的確に情報を伝達できる引継システムの構築】

県（廃棄物監視・指導課）では、「四日市市内山事案」の調査検討報告書を受け、①業務年間計画表、②重要事案の業務報告書（前年度の指導経緯、事案の推移及び改善状況を明確にした文書）、③特定産業廃棄物事案【四日市市内山事案】に関する調査検討報告書を3部作成し、1部を前任者、1部を後任者、1部を廃棄物監視・指導課が保管することにより、引継の透明性の確保と担当職員の当事者意識の醸成に取り組んでいる。

また、後任者は、業務年間計画表に基づき監視活動を実施し、また、事案の推移に応じて中間検証を行って、廃棄物監視・指導課の方針を確認したうえで、次年度に引き継ぐ仕組みとしている。

＜再発防止策の取組状況の評価＞

県（廃棄物監視・指導課）は、『業務年間計画表』を作成し、担当職員は、この『業務年間計画表』に基づき監視活動を実施し、事案の推移を踏まえ、適宜、これを更新し、また、8月、12月には中間検証をする仕組みを構築しており、各事案を的確に進捗管理できるように取り組んでいる。また、『業務年間計画表』とともに、これまでの経緯を記載した『業務報告書』や『特定産業廃棄物事案【四日市市内山事案】に関する調査検討報告書』を引継書とするなど、的確に引き継ぎができるような仕組みとしている。

今後は、このような仕組みを廃棄物監視・指導課にとどまらず、各地域の環境室に展開するとともに、『業務年間計画表』に許可の概要（施設の形状）を記載するなど、許可の概要から指導経緯及び改善状況までを体系的に把握できるよう工夫する必要がある。

なお、“経験知”を組織全体で共有するナレッジマネジメントを展開していくためには、来年度以降も継続して取り組み、改善点を検討しバージョンアップしていくことが必要である。

県は、提案・提言の趣旨に沿って取り組み始めているといえ、県の対応は、「**妥当（○）**」である。今後、着実に再発防止策に取り組み、継続的な仕組みとする必要がある。

提案・提言③ 措置命令事案の自律的検証と効果的なP D C Aサイクルの実施

生活環境保全上の支障又はそのおそれが生じている事案については、産廃特措法に拘わらず、自律的に当該事案を調査検討し、今後の廃棄物行政に活かし、効果的なP D C Aサイクルを実施していくことが重要である。

漫然と措置命令を発出し、行政代執行を実施するのではなく、これまでの経緯を検討するなかで、次に活かすヒントを見出すことが重要である。

<再発防止策の取組状況>

県（廃棄物監視・指導課）は、「四日市市内山事案」の調査検討報告書を受け、措置命令発出事案1事案について、過去の指導経緯を踏まえて論点を抽出し、担当職員に聴き取り調査を実施し、廃棄物監視・指導課全職員で改善策を共有することとしている。

<再発防止策の取組状況の評価>

県は、過去の指導経緯や聴き取り調査から改善策に繋げており、県の対応は、概ね「**妥当（○）**」といえる。

今後は、「事案の概要」、「論点」「県の対応」、「県の対応の評価」及び「改善点」を記載した『検証シート』を作成し、措置命令発出事案の論点がどこにあるか、その論点のどこに課題があるか、（産業廃棄物の不適正処理の未然防止に）どのような改善が必要かを明確にすることで、効果的なP D C Aに繋げる必要がある。

また、『検証シート』も引継書の一部とし、その“経験知”を組織で共有することが重要である。

なお、委員会の提案・提言の趣旨は、廃棄物行政を所管する“組織”の課題を明確にすることであり、担当職員の責任追及を目的とするものではない。

よって、担当職員の権限の不行使が故意又は重大な過失と認められる事案は別として、抽出された課題は“組織”の改善点と捉えるべきあり、担当職員が萎縮しないように留意すべきである。

提案・提言④ 厳格かつ適正な費用求償の実施

産業廃棄物の不適正処理の責任は、一義的には原因者が負うべきものであることからすれば、厳格かつ適正に費用求償を実施してこそ、公金支出の正当性を担保できるのであり、また、事業者には産業廃棄物の不適正処理をする抑止力ともなりうるのである。

国税徴収法に基づく財産調査を実施し、差押可能財産が認められれば、躊躇することなく差し押えるべきであったといえ、今後は、費用求償体制の充実や手続マニュアルの整備などを積極的に実施して、厳格かつ適正な費用求償に繋げていく必要がある。

<再発防止策の取組状況>

県は、平成24年4月、四日市市内山事案にかかる財産調査を実施するとともに、桑名市五反田事案では、財産調査をより充実させるため、これまで調査していなかった金融機関の調査を実施する予定である。

また、平成24年4月、県は、『搜索差押マニュアル【搜索差押実施要領】』を整備し、平成24年6月には、税務部局職員の支援を受け、津市白山町事案で原因者の自宅を搜索しているが、搜索に不慣れな職員も多く、改善すべき点も認められる。

今後、県は、『費用求償マニュアル【手続マニュアル】』を整備するとともに、費用求償体制の充実にも取り組む予定である。

<再発防止策の取組状況の評価>

県は、「四日市市内山事案」の調査検討報告書を受け、財産調査の充実や『搜索差押マニュアル【搜索差押実施要領】』の整備に取り組み始めており、県の対応は、概ね「妥当 (○)」である。

県は、『費用求償マニュアル【手続マニュアル】』を整備することであるが、具体的にどのような取り組みをする予定であるか明確ではなく、すべての産業廃棄物不適正処理事案に共通する喫緊の課題であることを踏まえ、管理職員が率先垂範しながら取り組んでいく必要があり、どのように費用求償体制を充実させるのかも具体的にすべきである。

また、費用求償の経緯（財産調査の状況及び結果）が組織で共有されておらず、この点は改善すべきである。

参考

【オリエンテーション実施計画書】

平成24年度新任廃棄物監視・指導課員オリエンテーション実施計画書

開催日・会場	時刻	項目	対象者	講 師	ねらい(ポイント)	実施方法	資 料	備 考
4月2日 (月) 吉田山2階 第204会議室	13:00-14:00	課長講義	全員	●●●●	・課の業務方針	座学	スマイル環境資料	
	14:00-15:00	両副課長講義	全員	●●●● ●●●●	・地域G/広域G業務概要 ◆主要事案の説明 ◆行政検証(内山事案)説明	座学	組織表 ○○○○	
	15:10-16:30	◎◎◎◎	新任検査官・事務官 新任指導官	●●●●	◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎	座学	○○○○ ○○○○	
4月3日 (火) 吉田山3階 第304会議室	9:30-10:30	行政検証研修	新任検査官・事務官 新任指導官	●●●● ●●●●	・事案対応に係る説明 ・今後の対応策等の説明	座学	検討会資料	
	10:40-11:40	廃掃法研修 保管基準、処理基準	新任指導官 新任事務官、希望者	●●●●	・最終処分場・中間処理場の基準 (参照文献の確認)	座学	廃掃法の手引き	
	13:30-14:30	監視指導実務① 基本的な指導方法	新任検査官・事務官 新任指導官	●●●●	◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎	座学	○○○○ ○○○○	
	14:40-15:40	監視指導実務② マニフェスト	新任指導官 新任事務官、希望者	●●●●	◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎	座学	講習会資料	
4月4日 (水) 監視・指導課 事業場	9:00-12:00	監視指導	新任指導官	●●●●	・監視指導システムの使用方法	○○○	○○○○	
		写真整理	新任事務官、希望者	●●●● ●●●●	・写真整理の実務習得	○○○	○○○○	
	13:00-16:00	現地研修 (桑名管内)	新任検査官・事務官 新任指導官 希望者	●●●● ●●●● ●●●● ●●●●	◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎	○○○ ○○○	講習会資料 ○○○○ ○○○○	

【業務年間計画表】

業務レベル		管内	事業名	事業者住所 所属事務所	平成24年度												課長	対応の状況	目標	継続/終了	進捗状況
2024年度	2025年度				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
1	A																				
2	A																				
3	A																				
4	B																				
5	B																				
6	B																				
7	B																				
8	B																				
9	B																				
10	C1																				
11	C1																				
12	C1																				
13	C1																				
14	C2																				
15	C2																				
16	C2																				
17																					
18																					
19																					
20																					
21																					
22																					
23																					
24																					
25																					
26																					
27																					

参考

【不適正事案実態把握表】

案件レベル:A(改善命令相当レベル)、B(文書警告相当レベル)、C1(指示指導レベル)、C2(ふるい下対応)、他(事後フォロー等)

2011

当初設定 案件レベル	管内	事業者名	事業者住所	不適正事 案 発生場所	事案 概要	事案概要補足 (指導状況)	これまでの指導概要				補足	終了		
							改善命令等	警告	文書指導	その他				
案件レベル:A(改善命令相当レベル)														
1	A	桑名	●●●	-	●●●●	-	-	●●●●●	○○○○			◎◎◎◎◎	-	-
2	A	桑名	●●●	-	●●●●	-	-	●●●●●	○○○○				-	-
3	A	四日市	●●●	-	●●●●	-	-	●●●●●	○○○○				-	-
4	A	津	●●●	-	●●●●	-	-	●●●●●	○○○○			◎◎◎◎◎	-	-
5	A	松阪	●●●	-	●●●●	-	-	●●●●●	○○○○			◎◎◎◎◎	-	-
6	A	松阪	●●●	-	●●●●	-	-	●●●●●	○○○○	○○○		◎◎◎◎◎	-	-
7	A	松阪	●●●	-	●●●●	-	-	●●●●●	○○○○			◎◎◎◎◎	-	-
8	A	伊賀	●●●	-	●●●●	-	-	●●●●●	○○○○				-	-
9	A	熊野	●●●	-	●●●●	-	-	●●●●●	○○○○	○○○		◎◎◎◎◎	-	-
案件レベル:B(文書警告相当レベル)														
1	B	桑名	●●●	-	●●●●	-	-		○○○○	○○○			-	-
2	B	四日市	●●●	-	●●●●	-	-		○○○○	○○○			-	-
3	B	四日市	●●●	-	●●●●	-	-		○○○○	○○○		◎◎◎◎◎	-	-
4	B	四日市	●●●	-	●●●●	-	-		○○○○	○○○			-	-
5	B	四日市	●●●	-	●●●●	-	-		○○○○			◎◎◎◎◎	-	-
6	B	鈴鹿	●●●	-	●●●●	-	-		○○○○	○○○		◎◎◎◎◎	-	-
7	B	鈴鹿	●●●	-	●●●●	-	-		○○○○	○○○		◎◎◎◎◎	-	-
8	B	鈴鹿	●●●	-	●●●●	-	-		○○○○				-	-
9	B	津	●●●	-	●●●●	-	-		○○○○			◎◎◎◎◎	-	-
10	B	津	●●●	-	●●●●	-	-		○○○○				-	-
11	B	津	●●●	-	●●●●	-	-		○○○○	○○○			-	-
12	B	松阪	●●●	-	●●●●	-	-		○○○○			◎◎◎◎◎	-	-
13	B	松阪	●●●	-	●●●●	-	-		○○○○	○○○			-	-
14	B	松阪	●●●	-	●●●●	-	-		○○○○			◎◎◎◎◎	-	-
15	B	伊賀	●●●	-	●●●●	-	-		○○○○	○○○		◎◎◎◎◎	-	-
16	B	伊賀	●●●	-	●●●●	-	-		○○○○				-	-
17	B	尾鷲	●●●	-	●●●●	-	-		○○○○	○○○			-	-

【進捗課題報告書】

平成23年〇〇月末 進捗・実績／課題・目標

〇〇〇〇.〇〇〇〇
廃棄物監視・指導室

(地域指導G) (班)〇〇〇 (氏名)〇〇 〇〇

※項目書き(箇条書き)で記載してください。

4月～10月期で事案対応として 解決(進捗)した事案	11月～3月期に今後 対応すべき事案(課題)
<p>【〇〇用務】</p> <p>①〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>②〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>③〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>④〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>⑤〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>⑥〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>【〇〇用務(全般)】</p> <p>①〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>②〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>③〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(〇月-〇月)</p> <p>④〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(〇月-〇月)</p> <p>【〇〇用務(個別課題)】</p> <p>①〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>②〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p>	<p>【〇〇用務】</p> <p>①〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(〇月-〇月)</p> <p>②〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(〇月-〇月)</p> <p>③〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(〇月-〇月)</p> <p>④〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(〇月-〇月)</p> <p>⑤〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(〇月-〇月)</p> <p>⑥〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(〇月-〇月)</p> <p>⑦〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(〇月-〇月)</p> <p>⑧〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(〇月-〇月)</p> <p>【〇〇用務(全般)】</p> <p>①〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(〇月-〇月)</p> <p>②〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(〇月-〇月)</p> <p>【〇〇用務(個別課題)】</p> <p>①〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(〇月-〇月)</p> <p>②〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(〇月-〇月)</p> <p>③〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(〇月-〇月)</p>

(3) 検証・評価を踏まえた改善策の提案・提言

委員会は、平成21年1月に対象事案における再発防止策を提案・提言し、第2次検証では、その取組状況及び成果を検証・評価したところである。

県は、委員会の提案・提言を受け、再発防止策に取り組んでいる（取り組み始めている）が、一部、的確な進捗管理や提案・提言の趣旨に沿った取組がなされていないなど改善すべき点も認められるところである。

今後、委員会の提案・提言の趣旨に沿って着実に再発防止策に取り組むためには、管理職員が率先垂範し、担当職員と取組方針を検討し、管理職員はその進捗を的確に管理すべきである。

委員会は、再発防止策の検証・評価を踏まえ、次のとおり、改善策を提案・提言する。

① 進捗管理表の作成・公表

委員会は、対象事案にとどまらず「桑名市源十郎新田事案」、「四日市市大矢知・平津事案」及び「四日市市内山事案」において、行政の対応の課題を明確にするとともに再発防止策の提案・提言に繋げてきたところである（別紙1参照）。

しかしながら、対象事案では、再発防止策の取組に改善すべき点が認められることから、今後は、提案・提言の趣旨に沿った再発防止策に着実に取り組み、定期的にこれまでの取組を検証し改善していくこと（PDCA）が必要であり、そのためには、「提案・提言の要旨（趣旨）」、「取組方針」、「進捗状況」及び「改善点」を記載した進捗管理表を作成すべきである。

そして、管理職員は、この進捗管理表に基づき、定期的に再発防止策の取組状況及び成果を把握し、担当職員とともに改善点を検討して今後の取組方針を策定すべきである。

また、その実効性を確保するため、進捗管理表は、定期的にホームページで公表すべきである。

② 再発防止策の取組状況のフォローアップ

県が委員会の提案・提言の趣旨に沿って効果的な再発防止策に取り組むためには、定期的に委員会にその進捗状況（再発防止策の取組状況及び成果）を報告し、委員会からこれまでの再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価と今後の再発防止策の取組方針について必要な助言を受け、より効果的かつ着実な取組に繋げていくことが必要である。

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例

〔平成19年7月4日公布・施行 三重県条例第38号〕

(設置)

第1条 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）第2条第1項に規定する特定産業廃棄物に関する事案（次条において「対象事案」という。）等について調査検討するため、知事の附属機関として、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査検討する。

- (1) 対象事案に係る県が行った措置等の調査に関する事項
- (2) 産業廃棄物の不適正処分の再発防止についての検討に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は10分の4を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境生活部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

環森第 19-168 号

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例（平成19年7月4日三重県条例第38号）第2条の規定に基づき、四日市市内山事案、桑名市源十郎新田事案及び四日市市大矢知・平津事案に係る県が行った措置等の調査及び産業廃棄物の不適正処分の再発防止について、貴委員会の意見を求めます。

平成23年10月11日

三重県知事 鈴木 英 敬



【四日市市大矢知・平津事案】

四日市市大矢知・平津事案については、平成19年1月31日付け措置命令までの県が行った措置等の調査及び今後県が取り組むべき再発防止策について、平成21年1月に貴委員会から答申をいただいているところです。

本事案は、平成19年1月31日付け措置命令以後、学識経験者を交え、地域住民と意見交換を実施し、平成22年12月24日に、「対策工法骨子案」にかかる基本合意書を締結しました。

また、原因者には、平成19年1月31日付け措置命令の履行資金を確保させるべく、延べ23回の文書指導を実施し、土地所有者及び排出事業者については、アンケート調査及び報告徴収を実施し、措置命令の検討を行ったところです。

今般、行政代執行を実施するにあたり、地域住民とも一定の合意が形成されたことから、平成19年1月31日付け措置命令以後に県が行った措置等の調査及び今後県が取り組むべき再発防止策についての検討を行い、産業廃棄物行政の推進に役立てていく必要があるため、貴委員会の意見を求めるものです。

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会 委員名簿

	氏名	所属・職名
1	北見 宏介	名城大学准教授
2	佐脇 敦子	弁護士
3	田中 勝	鳥取環境大学特任教授
4	西川 源誌	弁護士
5	藤倉まなみ	桜美林大学教授

(敬称略 五十音順)